平成30年度

整備主任者研修　法令研修

【北海道運輸局　地域教材】

目　　次

はじめに.「整備主任者」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

（整備関係）

1. 自動車分解整備事業者の処分事例（全国）及び
整備作業中の死亡事故事例（北海道管内）　・・・・・3

2. 大型特殊自動車メーカー６社から報告があった不適切な分解整備作業について
（平成30年6月20日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3. 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます　～
事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～
（平成30年6月27日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4. 冷蔵冷凍車の冷凍機からの火災防止について（再周知）
（北海道運輸局　資料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（保安基準、検査関係）

5. 方向指示器等の点灯方法に関する基準を改正します　－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －
（平成30年2月9日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

6. 公道を走行するカートの安全基準を強化します　－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －
（平成30年4月27日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

7. 自動車技術総合機構からのお知らせ
（(独) 自動車技術総合機構北海道検査部　資料）　・・・・・・・・・・18

8. 自動車技術総合機構審査事務規程の第１２～１７次改正の概要
（(独) 自動車技術総合機構北海道検査部　資料）　・・・・・・・・・・26

（参考資料等）

9. 大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで　～ 平成３０年７月豪雨の被害を受けて ～
（平成30年7月9日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

10. スキャンツールの導入補助を開始　～ 車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します ～
（平成30年7月10日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

11. 衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！　～ 衝突被害軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための啓発ビデオを公開しました ～
（平成30年4月20日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・88

12. 平成２９年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値）
（平成30年4月10日　国土交通省）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

13. 点検又は整備料金に関する遵守事項について
（パンフレット抜粋　消費者庁）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

14. 北海道運輸局管内整備事業の現況（統計情報）
（北海道運輸局　資料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

15. 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表
（北海道運輸局　資料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

16. 次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。
（北海道運輸局　資料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96

17. 重量税早見表
（北海道運輸局　資料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

お問い合わせ先一覧
（北海道運輸局　資料）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場において分解整備を行う場合、分解整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車分解整備事業者の義務として規定されています。

そのため、分解整備と分解整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

① 分解整備の作業管理に関する業務
② 分解整備後のできばえ確認業務
③ 分解整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に関係するもののみ抜粋

	遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎	
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 分解整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 分解整備記録簿は、２年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 分解整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 分解整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 分解整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
	□登録番号等、□分解整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、□整備主任者の氏名、□分解整備事業者名、住所、認証番号	
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 分解整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 分解整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則(抜粋)

(自動車分解整備事業者の遵守事項)

第 62 条の 2 の 2　法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、 次のとおりとする。

(5) 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第 91 条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を続括管理する者(以下「整備主任者」という。) は、 他の事業場の整備主任者になることができない。

2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所
(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、 同項第 3 号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

自動車分解整備事業者の遵守事項が一部改正されました！

以下のとおり道路運送車両法施行規則が改正され平成 30 年 10 月 1 日より、施行されます。

○　整備主任者の研修について

自動車分解整備事業者が、自ら選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、１年に１度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（ＨＰにおける案内等）をご確認下さい 。

改正前	第六十二条の二の二 六　運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。
改正後	第六十二条の二の二 六　整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。 イ　整備主任者として新たに届け出た者 ロ　最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

○　自動車分解整備事業者における依頼者への料金概算見積りの提供について

自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積りの提供 について、書面の他に PDF ファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

改正前	第六十二条の二の二 二　法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。
改正後	第六十二条の二の二 二　法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

自動車分解整備事業者の処分事例（全国）

＜　事例１　＞　ペーパー車検

【違反の概要】

不正車検の疑いのあった指定工場について、支局から警察に対して情報提供したところ、捜査により平成２９年７月に検査員２名及び工員（実質経営者）１名が逮捕され、１０月に検察へ送致された。

特別監査を実施したところ、点検・整備及び検査を全て実施せず、検査員２名は適合証に証明し、事業者は適合証を交付したことを認めた。（ペーパー車検）

【自動車分解整備事業の違反事項】

・適合証等の不正交付（ペーパー車検での車検手続き）１９台

【自動車分解整備事業者の処分】

・認証の取り消し

【指定自動車整備事業者の処分】

・指定の取り消し

【自動車検査員の処分】

・解任命令（２名）

＜　事例２　＞　不正改造の実施

【違反の概要】

ドリフト走行等による危険な集団暴走をしたとして道路交通法違反の疑いで車両の使用者らが逮捕されたことを端緒に、警察からの要請により押収車両について街頭検査を実施し整備命令書を交付した。

当該車両１両について、分解整備事業者が不正改造（最低地上高及び触媒の取り外し）を実施した疑いがあったことから、警察と合同により監査を実施したところ、不正改造の実施を認め、他の違反も確認された。

【違反事項】

・認証を受けた作業場以外で分解整備の実施
・分解整備記録簿の一部記載漏れ
・料金表の掲示を掲示していない
・概算見積書の未交付
・整備主任者研修の未受講
・不正改造の実施

【自動車分解整備事業者の処分】

・認証の停止（２０日間）

＜　事例３　＞　不正改造の実施（研修会へ不正改造車で出席）

【違反の概要】

事業場管理責任者研修会の駐車場において、回転部分が突出した車両を確認し、使用者である事業場管理責任者兼自動車検査員に対し、その場で整備命令書を交付した。

後日、監査を実施したところ、当該事業場管理責任者自身が、不正改造を実施したことが確認された。

【自動車分解整備事業の違反事項】

・不正改造の実施

【自動車分解整備事業者の処分】

・認証の停止（１５日）

【指定自動車整備事業者の処分】

・保安基準適合証等の交付の停止（２５日間）

【自動車検査員の処分】

・解任命令

＜　事例４　＞　違法行為の依頼

【違反の概要】

協同組合の検査場を使用する指定工場の不正及び認証工場の不正について、次のような情報があった。

点検・整備を組合員認証工場で行い、指定工場は点検・整備を行っていないにもかかわらず協同組合検査場において完成検査のみを実施している。

監査を行ったところ、組合員認証工場は、指定工場に対し違法行為の依頼を行ったこと（指定工場が点検・整備を行わず完成検査のみを行って保安基準適合証を交付）、及び対象自動車以外の分解整備を行った違反事項を確認した。

【違反事項】

・違法行為の依頼

・対象とする自動車の種類以外を分解整備

【自動車分解整備事業者の処分】

・認証の停止（１０日）

整備作業中の死亡事故事例（北海道管内）

＜　事例１　＞

【事故の概要】

１０ｔダンプ（ファームダンプ）の荷台が上昇しないとの修理依頼で受けた。

荷台の中には７～８割程度の堆肥が入っている状況であった。工場内は５～６人がそれぞれの車両を整備中であり、当該車両担当者は一人で作業を実施した。

ＰＴＯを回しダンプのタンク内にオイルを入れていくと自重計のホースから油漏れしているのを確認。オイルを入れているのでダンプ荷台が上がり、後面煽りへ荷重がかかったため扉が開き、後方で作業していた担当者の上に積み荷の堆肥が落ちて下敷きになった。

１時間半程度経過後、作業担当者がいないことに気づき、荷下ろししたと思われていた堆肥を掘り起こしたところ、作業担当者を発見したが、すでに呼吸の無い状態であった。

【推定原因】

積載状態での整備作業、危険予知の不足

【再発防止策】

・受付段階での車両状態の詳細確認
・作業担当者へ詳細な指示及び連絡
・作業前の車両状態の確認、作業上の危険予知の徹底

＜　事例２　＞　（Ｈ２７研修資料（地域教材）の再掲載）

【事故の概要】

車検で入庫した当該車両を、ダンプの荷台を上げて、安全ブロックを掛け油圧ホースの交換作業を行っていた。

その後、何らかの理由で安全ブロックが外れて荷台が下がり、シャシと荷台の間に頭部が挟まれているのを同僚が発見し、１１９番通報をした。

【推定原因】

安全ブロックは掛けていたが､片側のみであったため､荷台降下のショックで外れた。

【再発防止策】

古い車両で、車体に安全棒がなく、安全ブロックを用いる場合には、枕木などの長いものでずれても外れないよう配慮し、安全支柱を追加し二重の対策を行うか、クレーンやホイスト等で吊る。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成３０年６月２０日
自動車局整備課
自動車局審査・リコール課

大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー6社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第 78 条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国 56 事業場（子会社の販売会社）において、道路運送車両法第 49 条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告があったことから、国土交通省は、4 月 24 日、同社に対して業務改善指示を行うとともに、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示したところです。

本事案を受けて各社が調査したところ、本日までに、住友ナコフォークリフト(株)など大型特殊自動車メーカー6社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に、子会社（販売会社）又は直轄工場において、認証を受けないで大型特殊自動車のブレーキドラム脱着等の分解整備を実施していた旨報告がありました。また、このうち3社では、当該不適切な分解整備作業に、リコールの改修作業も含まれていました。なお、本件に伴う事故や不具合は発生していない旨各社より報告を受けています。（別紙：大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況）。

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカー6社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年8月31日までに報告するよう、それぞれ指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。

2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。

3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

【問い合わせ先】
自動車局整備課　田辺、成澤
自動車局審査・リコール課　田中、五十嵐
代表：03-5253-8111（内線42423）

別紙

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近２年間）

	メーカー名	未認証分解整備実施事業者	①未認証分解整備実施拠点数／全拠点数	①のうち、自動車整備士が存在する拠点数	未認証の事業場で分解整備を行った台数	うち、リコール実施台数	対象車種、主な作業内容
1	**コベルコ建機㈱**	東日本コベルコ建機㈱	１１／３１	１０／１１	３８台		ホイールクレーン、ショベルローダ
		西日本コベルコ建機㈱	１４／２９	１４／１４	９１台	－	・ステアリングシリンダ脱着
		メーカー直轄整備工場	１／１	１／１	１１台		・ブレーキホース交換
2	**住友建機㈱**	住友建機販売㈱	２９／５４	２２／２９	８７台	１２台	アスファルトフィニッシャ　他７車種（※）
		エスケイ・イシショウ㈱	３／６	３／３	３台	－	・ステアリングシリンダ脱着
		パークス甲信越㈱	３／４	３／３	１９台	－	・トランスミッション脱着（Ｒ４２３７改善措置）
3	**住友ナコフォークリフト㈱**	住友ナコフォークリフト販売㈱	２１／４１	２１／２１	９４台	４台	フォークリフト
		東北シンコー㈱	１／３	１／１	２台	－	・ブレーキドラム脱着
		メーカー直轄工場	１／１	０／１	７台	７台	・ホイールベアリング脱着（Ｒ３５１５改善措置）
							・ブレーキピストン交換（Ｒ３９０４改善措置）
4	**㈱豊田自動織機**	トヨタ L&F 販売会社１１社	２５／２５９	２５／２５	１０６台	－	フォークリフト
							・ブレーキドラム脱着
5	**範多機械㈱**	メーカー直轄営業所	７／７	６／７	６３台	２７台	アスファルトフィニッシャ
							・ステアリングシリンダ脱着
							・トランスミッション脱着（Ｒ４２３７改善措置）
6	**日立建機㈱**	日立建機日本㈱	２２／２５８	１９／２２	３６台	－	ショベルローダ、タイヤローラ
							・ステアリングシリンダ脱着
							・ブレーキホース交換
合計			１３８／６９４	１２５／１３８	５５７台	５０台	

（※）他7車種・・・ショベルローダ（16台）、タイヤローラ（13台）、グレーダ（9台）、ロードローラ（2台）、バン（1台）、フォークリフト（1台）、ホイールクレーン（1台）

R3515：リコール届出番号国3515、届出日：平成27年2月13日、届出者：住友ナコフォークリフト㈱

R3904：リコール届出番号国3904、届出日：平成28年10月21日、届出者：住友ナコフォークリフト㈱

R4237：リコール届出番号国4237、届出日：平成30年4月6日、届出者：範多機械㈱

（参考）

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。（道路運送車両法第 49 条に規定）

自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。（道路運送車両法第７８条に規定）

国土交通省令
[道路運送車両法施行規則第３条]（分解整備の定義）

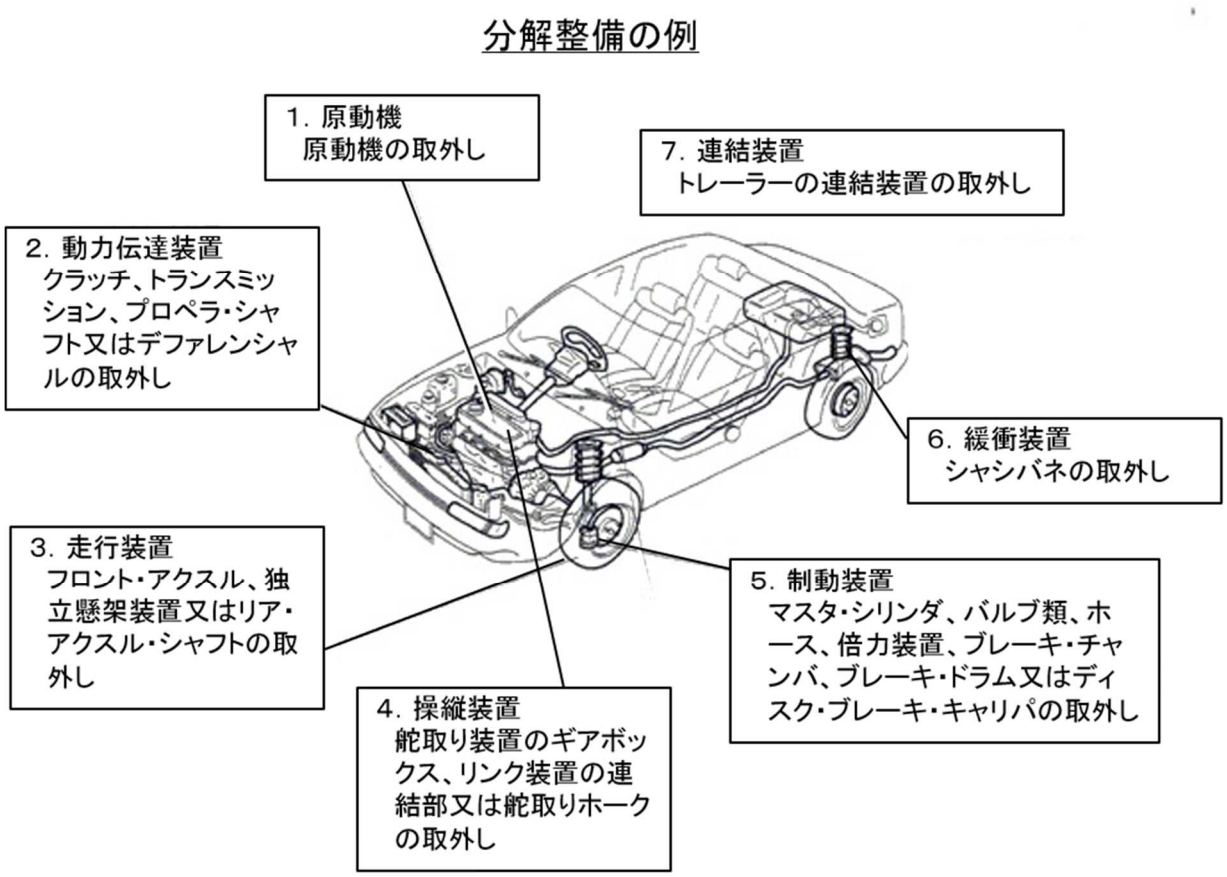

フォークリフト（住友ナコフォークリフト㈱）	
ショベルローダ（日立建機㈱）	
アスファルトフィニッシャ（住友建機㈱）	
アスファルトフィニッシャ（範多機械㈱）	
ホイールクレーン（コベルコ建機㈱）	
フォークリフト（㈱豊田自動織機）	
タイヤローラ（日立建機㈱）	

自動車点検基準等の改正（抜粋）　平成３０年６月２７日

「自動車点検基準（国土交通省令）」及び「自動車の点検及び整備に関する手引き（国土交通省告示）」が改正され、平成30年10月1日より施行されます。

１．自動車点検基準の一部改正

【改正概要】車両総重量８トン以上又は乗車定員30 人以上の大型自動車の３ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第３及び別表第４の改正）

・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
・スペアタイヤの取付状態
・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

改正後

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
車枠及び車体	1 非常口のとびらの機能 2 緩み及び損傷 （※3）3 スペアタイヤ取付け装置の緩み、がた及び損傷 （※3）4 スペアタイヤの取付状態 （※3）5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	

（注）（※3）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 （※2）2 スペアタイヤ取付け装置の緩み、がた及び損傷 （※2）3 スペアタイヤの取付状態 （※2）4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	

（注）（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

改正前

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所＼点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
車枠及び車体	1 非常口のとびらの機能 2 緩み及び損傷	

（注）（※3）印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所＼点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
車枠及び車体	1 緩み及び損傷	

（注）（※2）印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

２．自動車の点検及び整備に関する手引の一部改正

【改正概要】

１．により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

点検箇所	点検項目	点検時期 年又は月（ごと）					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
車枠（フレーム）、車体（ボディー）	スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷				3 月	3 月	○ スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。 ・ スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、がたがないかを手で揺するなどして点検します。さらに、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・ スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。
	スペアタイヤの取付状態				3 月	3 月	○ スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。 ・ スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれやひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。 ・ スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。

	ツールボックスの取付部の緩み及び損傷				3 月	3 月	○ ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。

【参考】現行記録簿を使用する場合の記載方法（3 ヶ月点検及び 12 ヶ月点検）

・事業用自動車等（被牽引自動車除く）（別表３）車両総重量８トン以上又は乗車定員 30 人以上

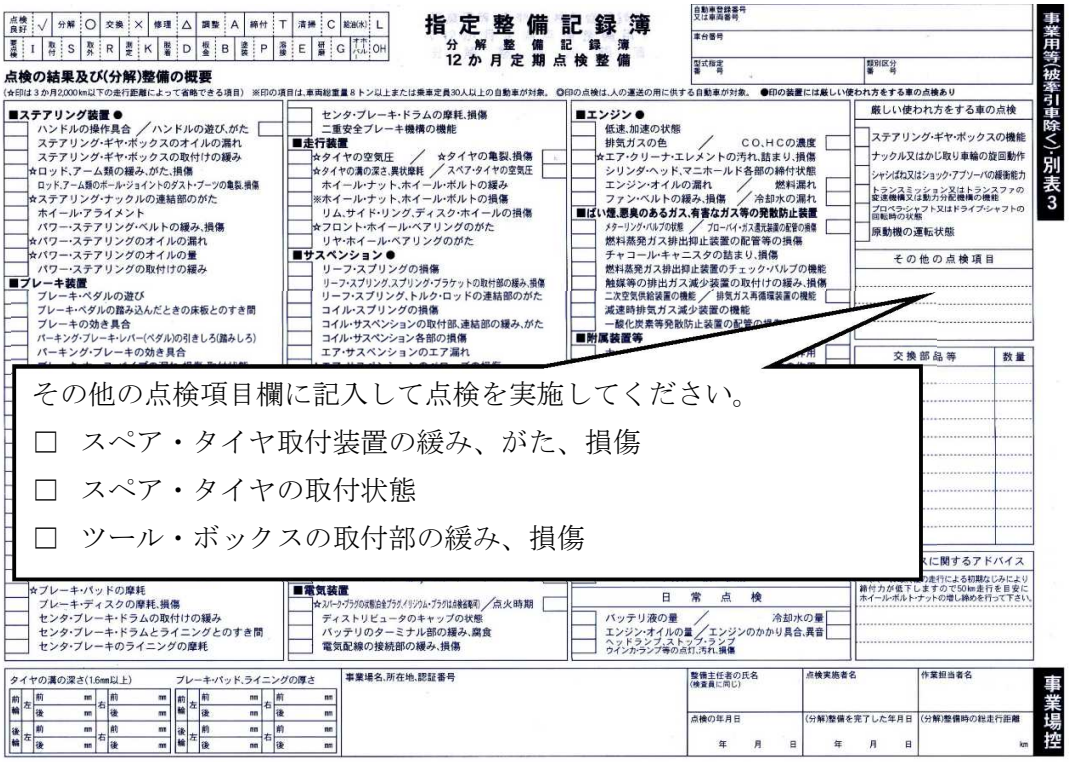

・被牽引自動車（トレーラー）（別表４）車両総重量８トン以上

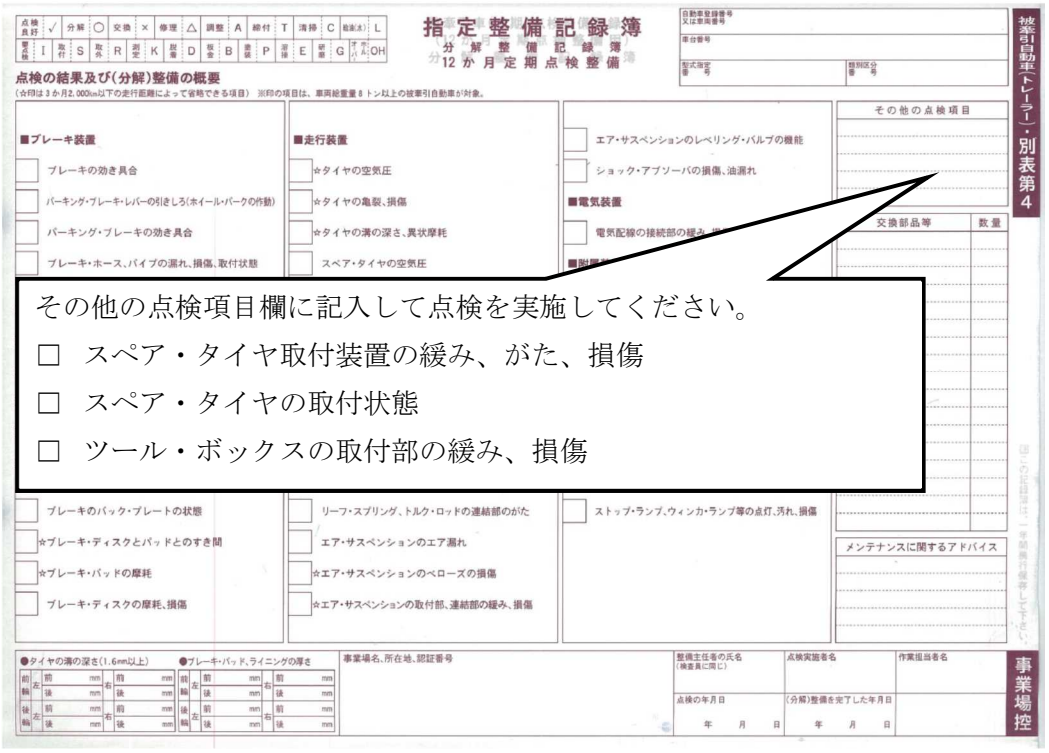

冷蔵冷凍車の冷凍機からの火災防止について（再周知）

平成３０年６月２７日、大洗港発、苫小牧港行きのフェリー船内において、冷蔵冷凍セミトレーラの冷凍機から出火による車両火災が発生しました。

冷凍機からの出火原因については現在調査中ですが、平成２７年７月３１日に発生した「旅客フェリーさんふらわあ　だいせつ火災事故」、平成２８年１０月１日に発生した「３号はやぶさフェリー火災事故」も同様に乗船していた冷蔵冷凍車等の冷凍機付近からの出火による火災事故でした。特に「さんふらわあ　だいせつ」については運輸安全委員会などの調べで、冷凍機内部モーターの配線の一部がショートしたことが火災の原因とみられています。フェリー内においてこうした車両火災が発生することのないように、通達「冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保について」（平成２８年９月２９日付）を発出しており、運送事業者、整備事業者に対し冷蔵冷凍車の冷凍機に関する点検等について、周知していたところです。

つきましては、冷凍機からの出火防止に万全を期すため、あらためて冷凍機の電気系統の安全確保に努めていただきますよう、お願いいたします。

平成 28 年 9 月 29 日付通達の抜粋

運送事業者あて

1．保有する冷蔵冷凍車の冷凍機について、適切な結線方法により配線されていることを点検すること。点検の結果、適切な結線方法により配線されていないことが確認された場合は、専門業者に依頼する等して適切に配線すること。
2．冷凍機メーカーが推奨する点検（日常、定期、一定距離毎など）を、必要に応じ専門業者に依頼する等して適切に実施すること。
3．冷凍機に関する電気配線の補修等を行う際には、専門業者に依頼する等して、適切な施工を確保すること。

整備事業者あて

1．冷凍機を点検した際に、適切な結線方法により配線されていないことが確認された場合は、専門業者に依頼する等して適切に配線すること。
2．冷凍機に関する電気配線の補修等を行う際には、専門業者に依頼する等して、適切な施工を確保すること。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年2月9日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

方向指示器等の点灯方法に関する基準を改正します

－ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について －

灯火器の取付方法に関する国際基準（協定規則第48号）等が改正されることを踏まえ、今般、我が国においても、自動車の後面に備える方向指示器等は、全て同一の方式により点灯するものでなければならないこととします。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、灯火器の取付方法に関する国際基準（協定規則第48号）等の改正案が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択され、方向指示器等の点灯方法に係る要件等が改正されることを踏まえ、我が国においてもこれらを導入します。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

・ 自動車※1の後面に追加で備えることができることとされている方向指示器の点灯方式は、後面に備えなければならない方向指示器と同一※2でなければならないこととする。
・ 方向指示器と兼用であることとされている非常点滅表示灯についても、後面に備えるもの全てが同一※2の方式により点灯するものでなければならないこととする。

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く
※2 全ての光源が同時に点灯する通常の点灯方式又は「方向指示器に係る協定規則（第6号）」に規定する連鎖式の点灯方式（複数の光源が連鎖的に点灯する方式）のいずれかに統一すること

2. 公布・施行

公 布 ：2月 9日（本日）
施 行 ：2月10日

問い合わせ先
自動車局 技術政策課 ：河野
電話 03-5253-8111（内線 42255） 03-5253-8591（直通）
FAX 03-5253-1639
自動車局 審査・リコール課：和田
電話 03-5253-8111（内線 42313） 03-5253-8596（直通）
FAX 03-5253-1640

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年4月27日
自動車局技術政策課

公道を走行するカートの安全基準を強化します

－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －

公道を走行するカートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

公道を走行するカートについては、外国人観光客を中心とした運転者による利用が増加していますが、それに伴い、都内をはじめ複数の事故が発生しているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、当該カートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

（1）他の車両からの視認性の向上対策
- 被視認性向上部品の設置義務化
- 夜間被視認性向上灯火器の義務化

（2）乗員保護に関する安全性向上対策
- 座席ベルトの装備義務化
- 頭部後傾抑止装置の装備義務化
- かじ取り衝撃吸収構造の義務化

（3）その他の安全性向上対策
- 回転部分の突出を禁止

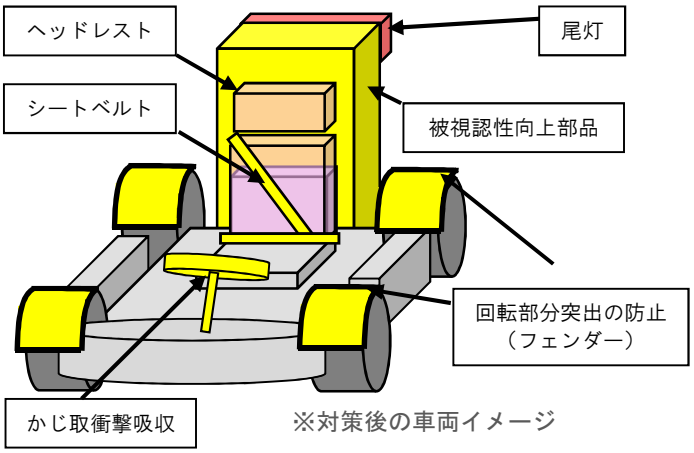

※対策後の車両イメージ

2. 公布・施行

公　布　：4月27日（本日）
施　行　：4月27日（※各基準の適用日については別紙参照）

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　　齋藤、中里
代表：03-5253-8111（内線 42255）
直通：03-5253-8591、FAX　03-5253-1639

【別紙】

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

１．改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において原動機付自転車に区分される公道を走行するカートにあっては、外国人観光客らが運転する車両を中心に事故が相次いだことから、運転者の安全を確保するため、車両安全対策検討会の下に設置した「四輪原動機付自転車安全対策ワーキンググループ」において、四輪原動機付自転車等の安全対策の検討を行った結果、昨年 12 月に対策の内容がとりまとめられた。

今般、この検討の結果を踏まえた対応を行うため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の改正を行うこととする。

２．改正の概要

三輪及び四輪の原動機付自転車の安全性を向上させるため、以下のように保安基準を定める旨の改正を行うほか、所要の改正を行う。

【適用範囲】

三輪又は四輪の原動機付自転車

【概要】

対策	定める基準の概要	基準の対象車両
被視認性向上部品の設置義務化	地上から１ｍ 以上の高さにおいて、前後・左右から見ても一定の面積が視認できる構造となっていること	座席の地上からの高さが 500㎜ 未満の三輪又は四輪の原動機付自転車（またがり式座席のものは除く）
夜間被視認性向上灯火器の義務化	尾灯を構造物の最大高さ付近に取り付けること	
座席ベルトの装備義務化	２点式又は３点式の座席ベルトを装備すること	三輪又は四輪の原動機付自転車（またがり式座席のものは除く）
頭部後傾抑止装置の装備義務化	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を装備すること	
かじ取衝撃吸収構造の義務化	かじ取装置が衝撃を吸収する構造となっていること	三輪又は四輪の原動機付自転車（バーハンドル式は除く）
回転部分の突出を禁止	車体からタイヤが突出しない構造となっていること	三輪又は四輪の原動機付自転車

【適用時期】

<table>
<tr><th colspan="2">対策</th><th>新車への適用時期</th><th>使用過程車への適用時期</th></tr>
<tr><td colspan="2">被視認性向上部品の設置義務化</td><td colspan="2" rowspan="3">平成 32 年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間被視認性向上灯火器の義務化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">座席ベルトの装備義務化</td><td>２点式又は３点式</td></tr>
<tr><td>３点式</td><td rowspan="4">平成 33 年４月１日</td><td rowspan="4">適用なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">頭部後傾抑止装置の装備義務化</td></tr>
<tr><td colspan="2">かじ取衝撃吸収構造の義務化</td></tr>
<tr><td colspan="2">回転部分の突出を禁止</td></tr>
</table>

３．スケジュール

公　布：平成 30 年４月 27 日
施　行：平成 30 年４月 27 日

平成２９年７月７日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第１２次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年7月1日に施行しました。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．別添1試験規程（TRIAS）について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正を行います。

【新規追加する試験項目（2項目）】

TRIAS 17(2)-R137-01	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第137号）
TRIAS 18-R137(1)-01	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第137号）

【一部改正する試験項目（9項目）】

TRIAS 09-R064-02	応急用予備走行装置試験（協定規則第64号）
TRIAS 11-R079-01	かじ取装置試験（協定規則第79号）
TRIAS 12-R013H-02	乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）
TRIAS 12-R078-03	二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）
TRIAS 12-R140-01	横滑り防止装置試験（協定規則第140号）
TRIAS 20-J027-01	内装材料の難燃性試験
TRIAS 22(3)-R016(3)-03	座席ベルト試験（協定規則第16号（リマインダ））
TRIAS 30-R41-02	二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）
TRIAS 32-J053-03	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

２．別表2（外国の試験機関）について、試験項目の追加に係る改正を行います。

お問い合わせ先
〒182-0012　東京都調布市深大寺東町7-42-27
独立行政法人自動車技術総合機構
交通安全環境研究所　自動車認証審査部
電話　０４２２－４１－３４１９（代表）
FAX　０４２２－４１－３２３２

プレスリリース
平成２９年１０月１０日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 13 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 29 年 10 月 10 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう排気管の取付位置について規定するとともに、車体から突出した排気管の取扱いを規定します。[7-60]

２．道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正に伴う改正

○　審査の実施方法について、自動車の種類に応じた書面審査の取扱いを明確化することとします。[4-7、4-12]

３．第 8 章の構成の見直し等

○　審査事務規程において、「改造等による変更のない使用過程車」の継続検査等の場合には、第 8 章を適用して審査するという規定の構成になっているところです。このため、第 8 章から構造等の要件を極力削除し、劣化や磨耗の確認等に関する事項のみを残すこととします。[第 8 章]

○　検査コースにおいて審査することのない小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車に関する規定を削除します。[全体]

４．新規検査等における提出書面関係［別添 2］

○　別添 2 中の附則の構成を見直します。

○　提出書面の記載方法等について更なる明確化を図るとともに届出書様式の一部を変更します。また、事前審査管理番号を有する自動車の活用方法の明確化及び活用期限を規定します。

○　細目告示別添 114 対象トラクタについて、当該基準への適合性を改めて審査する必要がない場合には事前審査対象から除外します。

５．特種用途自動車に適用する基準の判断方法を規定します。[4-16]

６．並行輸入自動車の区分について「指定自動車等と関連」と「不明」の 2 種類に変更するとともに届出書様式の一部を変更します。[別添 3]

７．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

自動車技術総合機構からのお知らせ

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出について

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、平成30年1月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式～第6号様式）の様式が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 届出書に記載する並行輸入自動車の区分は「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかになります。

→「指定自動車等と関連」は従前の「指定自動車等と類似」、「不明」は従前の「その他」に相当します。
「指定自動車等と関連」に区分される場合には、指定自動車等との相違点に関する記載及び資料の添付、車両諸元概要表の添付、外観図の添付に漏れがないようご注意ください。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

トップページを
下方にスクロール

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

平成 29 年 11 月 22 日
独立行政法人自動車技術総合機構
自動車認証審査部

審査事務規程の一部改正について（第 14 次改正）

１．改正概要

自動車の型式の指定等関係

① 別添 1 試験規程（TRIAS）について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正を行います。

【一部改正する試験項目（6 項目）】

TRIAS 09-R030-01	乗用車用空気入タイヤ試験(協定規則第 30 号)
TRIAS 09-R054-01	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験(協定規則第 54 号)
TRIAS 09-R075-01	二輪車等空気入りタイヤ試験（協定規則第 75 号）
TRIAS 09-R117-01	タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験(協定規則第 117 号)
TRIAS 11-R079-02	かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
TRIAS 43(7)-R138-02	車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）

② 別表 2（外国の試験機関）について、試験機関の追加に係る改正を行います。

③ このほか、認証審査手数料収納等取扱要領（平成 28 年所長通達第 3 号）別表 2 について道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正に伴う改正を行います。

TRIAS 43(7)-R138-02	車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）	187,000 円

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 88 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 10 月 10 日国土交通省告示第 906 号）

３．施行日

平成 29 年 11 月 22 日

平成 30 年 1 月 31 日
独立行政法人自動車技術総合機構
自動車認証審査部

審査事務規程の一部改正について（第 15 次改正）

１．改正概要

自動車の型式の指定等関係

① 別添 1 試験規程（TRIAS）について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正を行います。

【新規追加する試験項目（7 項目）】

TRIAS 08-001-01	燃料消費率試験（JC08 モード）
TRIAS 08-002-01	燃料消費率試験（WLTC モード）
TRIAS 08-003-01	燃料消費率試験（重量車）
TRIAS 08-004-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験（システムベンチ）
TRIAS 08-005-01	電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験（HILS システム）
TRIAS 08-006-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（JC08 モード）
TRIAS 08-007-01	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（JC08 モード計算法対応）

② 別表 2（外国の試験機関）について、試験項目に係る改正を行います。

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準の一部改正（平成 30 年 1 月 31 日国土交通省令第 5 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 30 年 1 月 31 日国土交通省告示第 128 号）

３．施行日

平成 30 年 1 月 31 日

プレスリリース
平成３０年２月９日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第 16 次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 30 年 2 月 10 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[7-24、8-24]

○　大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第 66 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-31 の 2、7-31 の 2]

○　「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大することとします。[7-42、8-42]

○　使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定します。[7-53]

○　ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-98 の 2, 7-98 の 2, 8-98 の 2]

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース

平成３０年３月３０日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 17 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]

２．電磁的通知方法の拡充に伴う見直し等

○　国土交通省の関係通達等の改正に伴い、走行距離計（オドメータ）の表示値の通知方法を変更します。

○　その他通知方法の明確化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

自動車技術総合機構からのお知らせ

平成30年3月

検査と同時に連結車設定を行う場合の必要書面が変わります

平成30年4月から審査結果の電磁的な通知方法が拡大されることにより、検査と同時に連結車設定を行う場合の必要書面が変わります。

これまで：連結車を記載したOCRシート（第8号）

↓

４月以降：専用ソフトを用いて作成した牽引車・被牽引車シート

お手数ですが下記のURLからダウンロードした新規検査等届出書作成ソフトを用いて牽引車・被牽引車シートを作成のうえ、検査の際に添付してください。

審査業務の効率化及び検査時間短縮の観点からも趣旨をご理解頂き、ご協力をお願いいたします。

■新規検査等届出書作成ソフトのダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

■新規検査等届出書作成ソフト画面イメージ

■入力画面

■牽引車・被牽引車シート

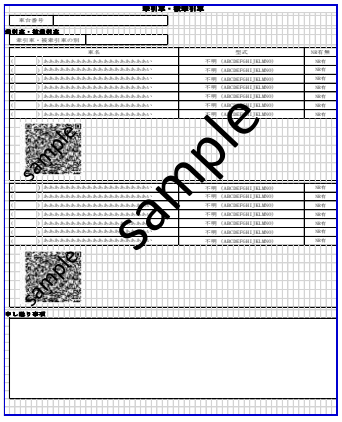

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

―審査事務規程第 12 次改正― （抜粋） 平成 29 年 7 月 1 日

自動車の型式の指定等関係の改正。

―審査事務規程第 13 次改正― （抜粋） 平成 29 年 10 月 10 日

排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう排気管の取付位置について規定するとともに、車体から突出した排気管の取扱いを規定。(7-60)

7-60 排気管 **7-60-1 性能要件(視認等による審査)** 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係) ① (略) ② 排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管であって排気ガス等を大気に拡散できるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 6 項第 2 号、第 119 条第 6 項第 2 号関係) ア 運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間の延長又は新設がない自動車に備える排気管であって、指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置	**8-60 排気管** **8-60-1 性能要件(視認等による審査)** 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係)

に備えられているもの イ　排気管の開口部の全てが最後部の車軸の中心よりも後方の位置にある排気管 ウ　排気管の開口部の全てが自動車の前輪タイヤの最内縁と後輪タイヤの最内縁を結ぶ直線よりも外側の位置にある排気管 エ　貨物の運送の用に供する自動車又は大型特殊自動車に備える排気管であって、排気管の開口部の全てが運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間の下部以外の位置にあるもの オ　排気管の開口部の周辺構造が運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間と確実に遮断されている自動車に備える排気管 カ　運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間を有していない自動車に備える排気管 ③（略） ④　自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える排気管は、他の交通の安全を妨げるおそれのないものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管にあっては、この基準に適合するものとする。（保安基準第 18 条第 1 項第 2 号、細目告示第 22 条第 2 項、細目告示第 100 条第 2 項関係） ア　指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている排気管 イ　次に掲げる位置に備えられている排気管	

(ア)長さ方向 自動車の最後端にならない位置であること。 ただし、排気管部分を除いた場合の自動車の最後端からの突出量が水平距離で 50mm 以内の排気管については、この限りでない。 (イ)幅方向 自動車の最外側にならない位置であること。 ⑤ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。((略))	① 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。(略)
7-60-2 欠番	**8-60-2 欠番**
7-60-3 欠番	**8-60-3 欠番**
7-60-4 適用関係の整理 (1)平成 29 年 10 月 9 日以前に製作された自動車については、7-60-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 171 項関係)	**8-60-4 適用関係の整理** 7-60-4 の規定を適用する。
7-60-5 従前規定の適用① 平成 29 年 10 月 9 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 171 項関係)	
7-60-5-1 性能要件(視認等による審査) 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項(法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)	

の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。 ② 排気管は、車室内に配管されていないこと。 ③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。 ④ 大型特殊自動車以外の自動車に備える排気管は、他の交通の安全を妨げるおそれのないものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管にあっては、この基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている排気管 イ 歩行者等の通行を妨げるおそれのない排気管 ⑤ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。	

審査の実施方法について、自動車の種類に応じた書面審査の取扱いを明確化。(4-7、4-12)

4-7 審査の実施方法等

4-7-1 審査の実施方法

(1) (略)

(2) 第 6 章及び第 7 章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項、第 12 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項及び第 42 条第 1 項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号)関係)

① 指定自動車等(④の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた

自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。

イ　ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

② 試作車又は組立車（④の自動車を除く。）

ア　新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12-2（6）の規定によるものとする。

イ　ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

③ 並行輸入自動車（使用の過程にある④の自動車を除く。）

ア　新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-14 の規定によるものとする。

イ　ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

④ 牽引自動車及び被牽引自動車（別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4.（3）及び（4）の自動車に限る。）

ア　新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。

イ　ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

（3）有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を審査するものとする。

(4)～(5) (略)

4-12 書面の提出又は提示

4-12-1 保安基準への適合性を証する書面

(1)技術基準等への適合性を証する書面 (※4-7-1 (2) から移動)

次のいずれかの書面とする。

① 当該自動車又は当該装置の試験成績書(写しをもって代えることができる。)

② 同一構造を有する自動車の試験成績書(写しをもって代えることができる。)

③ 自動車製作者が発行した適合証明書

④ 協定規則に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)

⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書

⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書

⑦ 計算による適合説明書

⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面

(2)速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書 (※4-12-10 から移動)

保安基準第 8 条第 4 項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。

① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式 12 による試験成績書

② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであって、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあっては、装着証明書

(3)自主防犯活動用自動車の証明書 (※4-12-12 から移動)

① 自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。

② 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の記載事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。

この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記載があるものは、5-3-16(1)27.の記載があるものとして取扱う。

(4)タンク証明書 (※4-12-8 から移動)

爆発性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについてタンク証明書を参考として審査するものとする。

(5)乗車定員を定めた旨を証する書面（※4-12-9 から移動）

保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日付け自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写しを参考として審査するものとする。

4-12-2 審査に必要な書面

(1)登録識別情報等通知書

①～②（略）

(2)完成検査終了証

① 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

② ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。

(3)出荷検査証

① 共通構造部型式指定自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出がある場合は確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

なお当分の間、出荷検査証に類別区分番号が記載できないものにあっては、次に掲げるものが備考欄に記載されている。

ア～イ（略）

② ①の場合において、出荷検査証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、出荷検査証の提出に代えられたときは、運輸支局等から出荷検査証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。

(4)新型届出資料

① 新型届出自動車の新規検査及び予備検査は、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元

表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している新型届出自動車（諸元表に記載されている新型届出年月日（変更届出年月日）が、当該新型届出自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。

(5)輸入自動車特別取扱届出済書

① 輸入自動車特別取扱自動車の新規検査及び予備検査は、提示された自動車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している輸入自動車特別取扱自動車（輸入自動車特別取扱届出済書又は諸元表に記載されている届出年月日（変更届出年月日）が、当該輸入自動車特別取扱自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。

③ 輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には審査依頼のあった運輸支局等に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。

ア 「取扱要領第 9 第 2 項の確認結果」欄

当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表に記載されている仕様に相違があるときには、記載及び押印されていること。

イ （略）

(6)試作車・組立車審査結果通知書等

①～③ （略）

(7)基準緩和認定書

（略）

(8)試験自動車の認定書等

（略）

第8章の構成の見直し等

・審査事務規程において、「改造等による変更のない使用過程車」の継続検査等の場合には、第8章を適用して審査するという規定の構成になっているところ。このため、第8章から構造等の要件を極力削除し、劣化や磨耗の確認等に関する事項のみを残す。(第8章)
・検査コースにおいて審査することのない小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車に関する規定を削除。

第７章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第８章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-1　適用 (1)　この章の規定は、次に掲げるいずれかの場合に適用する。 ①　指定自動車等以外の自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。) ②　法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査に係る審査を行う場合 ③　法第 62 条第 1 項の規定による継続検査に係る審査を行う場合 ④　法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査に係る審査を行う場合 (2)　(1)②、③又は④の場合において、次に掲げる全てを満たすと認められる部分については、(1)の規定にかかわらず、第 8 章の規定を適用するものとする。	**8-1　適用** この章の規定は、7-1(2)の規定を適用して審査を行う場合に適用する。

① 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分 ② 構造又は取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分 ③ 用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分 (3)次に掲げる部分については、(2)の規定は適用しない。 ① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めての(1)②の審査を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分 ② 自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車について、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の特定検査を行う場合には、窒素酸化物排出自動車等の特例に関する部分	

新規検査等における提出書面関係（別添2）
・別添2中の附則の構成を見直し。
・提出書面の記載方法等について更なる明確化を図るとともに届出書様式の一部を変更。また、事前審査管理番号を有する自動車の活用方法の明確化及び活用期限を規定。
・細目告示別添114対象トラクタについて、当該基準への適合性を改めて審査する必要がない場合には事前審査対象から除外。

別添 2(4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1. 目的

この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。

(2)「個別届出自動車」とは、4.(1)の自動車をいう。

(3)「代表届出自動車」とは、4.(2)の自動車をいう。

なお、附則 2 の 3.2.(2)後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。

(4)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。

(5)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。

3. 附則の適用

自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

① 指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車

附則 1 当日提出書面の審査(事前届出対象自動車以外の自動車)

② 事前届出対象自動車のうち、4.(1)又は(2)の自動車

附則 2 事前提出書面の審査(技術基準等の審査を要する自動車)

③ 事前届出対象自動車のうち、4.(3)の自動車

附則 3 事前提出書面の審査(使用の過程にある牽引自動車)

④ 事前届出対象自動車のうち、4.(4)の自動車

附則 4 事前提出書面の審査(特定の被牽引自動車)

4. 事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1)技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)

指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどう

かを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

① 新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1.(3)②に該当するものに限る。）以外の自動車であって、同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合

② 新型届出自動車又は共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1.(3)②に該当するものに限る。）であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合

④ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合

⑤ 本則 7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準
以下、(略)	以下、(略)	以下、(略)	以下、(略)

注：「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。

(2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車）

(1)の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車が複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(3) 使用の過程にある牽引自動車

使用の過程にある牽引自動車であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変

更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
第 4 条の 2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準

(4)特定の被牽引自動車

次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。

ただし、本則 4-14(2)に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。

① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

ア～ク（略）

② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの

ア 最遠軸距が 5m 未満であって、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの

イ 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であって、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの

ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であって、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの

エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であって、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの

オ 最遠軸距が 9.5m 以上であって、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

5. 様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
第 1 号様式(その 1 及びその 2) 新規検査等届出書	○	○	○	○
第 2 号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	―
第 3 号様式 連結検討書	○	○	○	○
第 4 号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○
第 5 号様式	○	○	―	―

完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書				
第 6 号様式 新規検査等事前審査管理台帳	―	○	○	○
第 7 号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	―	○	○	○
第 8 号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	―	○	○	○
第 9 号様式(その 1 及びその 2) 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について[代表届出自動車]	―	○	―	―
第 10-1 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項(トラクタ)	―	○	○	―
第 10-2 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項(トレーラ)	―	○	―	○
第 10-3 号様式 自動車検査証の備考欄入力事項(牽引自動車又は被牽引自動車)	―	○	○	○
別表第 1 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表	―	○	○	―
別紙 1 検査証明書	○	○	―	○

注:欄中の○印は関係する書面を示し、―印は該当しないことを示す。

附則１

当日提出書面の審査
（事前届出対象自動車以外の自動車）

1. 目的

この附則は、指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. （略）

3. 届出書等

3.1. （略）

3.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に新規検査等の際に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車であって同日中に受検するものについては、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

① 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））･･･1 部

② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））･･･車台番号毎

③ 自動車を特定する書面･･･車台番号毎

④ 添付資料･･･重複するものは省(略)可能

(2) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

(1)～(3) （略）

(4)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 5 年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合

には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。

また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。

（活用期限の例）

・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、平成 34 年 3 月 31 日

・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、平成 35 年 3 月 31 日

(5)～(7) （略）

(8)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。

この場合において、共通構造部型式指定自動車（4.1.(3)②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

①～② （略）

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置

（記載例） 燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3 列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更

(9)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されていること。

(10)次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。

①～③ （略）

④ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。

⑤ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。

⑥ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。

⑦ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。

(11)訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。

(12)(4)から(10)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

4.2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））

(1)記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」

② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」

③ トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」

(2) (略)

(3)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。

(4)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。

(5)自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。

(6)備考欄については別紙を用いて記載することができる。

(7)必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

4.3.～4.8. (略)

4.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）

(1)次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

① 完成検査終了証
② 排出ガス検査終了証
③ 排出ガス試験の結果を表す書面

(2)一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号(類別)に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、(1)①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

この場合において、WLTC モードを実施した自動車にあっては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に 7-55-1-2(2)の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。

① 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣性重量が確認できる書面
② 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの
③ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書(第 5 号様式)

4.10. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

(1)自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第 4 号様式)
(2)自動車製作者が発行した検査証明書(別紙 1)
(3)本則 4-12-1(1)に規定する書面

4.11. ～ 4.14. (略)

4.15. その他書面

(1)次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書(別紙 1)が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載されていること。

① 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第 3 号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合

【その他欄に記載する内容】

当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書を添付

② 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証(排出ガス検査終了証の備考欄)に「型式指定番号※2」の記載がある場合

【その他欄に記載する内容】

※2の出荷検査証のため検査証明書を添付

(2)～(3) (略)

5. ～ 6. (略)

附則2

事前提出書面の審査

(技術基準等の審査を要する自動車)

1. ～ 10. (略)

附則3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある牽引自動車)

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車(本要領 4.(3)の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. (略)

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

	区分	牽引自動車
新規検査等届出書(第1号様式(その1及びその2))		○
自動車を特定する書面		○
添付	諸元表又は車両諸元要目表	○
	外観図	△

資料	重量分布計算に関する書面	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△
	最小回転半径に関する書面	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第 2 号様式)	△
	技術基準等への適合性を証する書面	○
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△
	連結検討書(第 3 号様式)又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	△
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△
	その他書面	△

備考　(1)○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省(略)することができる書面を示す。

(2)添付資料の詳細は、7.に規定する。

(3)本則 4-15(2)に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。

3.2. 届出書等の提出方法

(1)届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

① 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))･･･1 部

② 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 2))･･･車台番号毎

③ 自動車を特定する書面･･･車台番号毎

④ 添付資料･･･重複するものは省略可能

(2)届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。

(3)届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。

(4)(3)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものと

する。

4. ～ 10. （略）

附則 4

事前提出書面の審査
（特定の被牽引自動車）

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4.(4)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. （略）

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		特定の被牽引自動車
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））		○
自動車を特定する書面		○
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	○
	外観図	○
	重量分布計算に関する書面	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△
	最小回転半径に関する書面	△
	技術基準等への適合性を証する書面	△
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△
	物品を積載する装置の構造に関する書面	○
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△

	連結検討書(第 3 号様式)又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	○
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△
	その他書面	△

備考 (略)

3.2. 届出書等の提出方法

(1)届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

① 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))･･･1 部

② 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 2))･･･車台番号毎

③ 自動車を特定する書面･･･車台番号毎

④ 添付資料･･･重複するものは省略可能

(2)届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。

(3) (略)

(4)(3)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. ～ 10. (略)

特種用途自動車に適用する基準の判断方法を規定。(4-16)

4-16 特種用途自動車の審査

4-16-1 規定の適用

(1) 特種用途自動車に適用する規定については、審査時車両状態における各々の要素を用いて判断するものとする。この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については、それぞれの規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

① 用途区分通達 4-1-3(1)「特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自

動車」に規定する特種用途自動車

車体の形状：「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」

※セミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラにあっては、車体の形状を次例のとおり読み替える。

例：「粉粒体運搬車」→粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ

② 最大積載量が 500kg 超の特種用途自動車（乗車定員が 10 人以下の消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車を除く。）

③ 指定自動車等を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗用」、「乗合」、「幼児専用」又は「特種」以外のもの

イ 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「特種」であって、型式の頭部に付与されている排出ガス規制の識別記号が「乗用車」又は「二輪車」以外のもの

④ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリーが「M_1」、「M_2」、「M_3」、「L_3」、「L_4」又は「L_5」以外のもの

イ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルに表示された TYPE が「Passenger Vehicle」、「Multipurpose Passenger Vehicle」又は「BUS」以外のもの

ウ 当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの

(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

① 対象となる特種用途自動車

ア 用途区分通達 4-1-3(1)に規定する特種用途自動車以外の特種用途自動車であって、最大積載量が 500kg 以下のもの

イ 消防車

ウ 職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車

② 対象となる規定

ア 4-22 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認

イ 6-10,7-10,8-10 速度抑制装置
ウ 6-33,7-33,8-33 巻込防止装置
エ 6-34,7-34,8-34 突入防止装置
オ 6-35,7-35,8-35 前部潜り込み防止装置
カ 6-82,7-82,8-82 大型後部反射器
キ 6-86,7-86,8-86 後退灯
ク 6-105,7-105,8-105 運行記録計

4-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1)～(2) (略)

並行輸入自動車の区分について「指定自動車等と関連」と「不明」の 2 種類に変更するとともに届出書様式の一部を変更。(別添 3)

別添 3(4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1. ～ 2. (略)

3. 届出書等

3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則 4-14(2)で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
並行輸入自動車届出書(第 1 号様式とする。)		○	○
添付資料	自動車通関証明書等(写)	○	○
	指定自動車等との相違点に関する資料	○	－
	製作年月日の判定資料	○	○
	車両諸元概要表(第 2 号様式から第 6 様式とする。)	△	○
	車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料	△	△
	外観図	○	○
	原動機等に関する資料	△	○
	騒音規制への適合性に関する書面等	△	△
	排出ガス試験結果成績表	△	△
	技術基準等への適合性を証する書面	△	△
	消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関す	△	△

	る書面等		
	熱害試験結果成績表	△	△
	最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書	△	△
	その他書面	△	△

備考(1) (略)

(2)並行輸入自動車の区分は、6.1.に規定する。

(3)～(5) (略)

3.2. (略)

4. ～ 5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

6.1. 並行輸入自動車の区分

並行輸入自動車の区分は、次に掲げるいずれかとする。

なお、改造により装置が変更されている並行輸入自動車にあっては、変更後の状態で判断するものとする。

(1) 指定自動車等と関連

次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と関連」として区分することができる。

① 二輪自動車等以外のものにあっては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

② 二輪自動車等にあっては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

【例】車台番号のうち型式等を表す打刻部分の例

打刻様式 △△△－○○○○○(型式等を表す打刻:△△△)

	相違項目
1 自動車の種別(施行規則第2条の規定による。)	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車
以下、(略)	以下、(略)

(2) 不明

「指定自動車等と関連」以外の並行輸入自動車は、「不明」と区分する。

6.2. 並行輸入自動車届出書(第 1 号様式)

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6.2.1. (略)

6.2.2. 「車名及び型式」欄

(1)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名及び該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「－」を付した型式(－○○－)が記載されていること。

(2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。

この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。

なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。

①～⑧ (略)

(3) (2)にかかわらず、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名及び型式が記載されていること。

6.2.3. (略)

6.2.4. 「車体の形状」欄

本則 5-3-9 の規定に基づき記載されていること。

なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の並行輸入自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。

①～② (略)

6.2.5. 「指定自動車等の型式」欄

「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。

6.2.6. 「指定自動車等との相違点」欄

「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置と相違している項目が記載されていること。

6.2.7.～6.2.11. (略)

6.3.～6.5. (略)

6.6. 車両諸元概要表(第 2 号様式から第 6 号様式)

(1) (略)

(2)「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、6.4.の資料として車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。

6.7. 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料

(1) (略)

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。

① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、車台番号又はシリアル番号の様式が、一連番号等を除き該当する指定自動車等と同一の場合

② (略)

6.8. (略)

6.9. 原動機等に関する資料

(1)～(3) (略)

(4)次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。

① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、搭載されている原動機等の(1)から(3)に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料

②～③ (略)

④ 当該二輪自動車等の排出ガス試験結果成績表に記載された車両クラスが「サブクラス3-2」となっている場合には、最高速度の資料

6.10.～6.15. (略)

6.16. その他書面

(1)～(2) (略)

(3)当該並行輸入自動車が別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4.(4)に掲げる構造に該当する場合には、同別添附則 4 の 3.1.に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。

なお、当該部分の審査にあっては同附則に準じて行うものとする。

(4) (略)

7.～9. (略)

その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行う。

1-3 用語の定義

く	組立車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者以外の者が自動車部品等を使用して組立てたもの(当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた者が研究・開発等のために改造した自動車を含む。)をいう。
し	試作車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少数のもの(当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた者が研究・開発等のために改造した自動車を含む。)をいう。

た	タンク自動車	爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。
と	土砂等	次の物をいう。 ① 土、砂利（砂及び玉石を含む。）及び砕石 ② 砂利（砂及び玉石を含む。）又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート ③ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら ④ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず ⑤ 砂利状又は砕石状の石灰石及びけい砂 （土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 2 条第 1 項及び同法施行令（昭和 42 年政令第 363 号）第 1 条）
	土砂等運搬大型自動車	土砂等の運搬の用に供する自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの及び最大積載量が 5t 以上のものをいう。 （土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 2 条第 2 項及び第 4 条並びに同法施行規則（昭和 42 年運輸省令第 86 号）第 1 条）
よ	幼児専用車	専ら幼児の運送の用に供する自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① 大人の乗車設備（運転者席及びこれと並列の座席を含む全ての乗車設備をいう。以下本欄において同じ。）を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備の床面積（座席の床面への投影面積とする。以下本欄において同じ。）が、大人の乗車設備の床面積より大きいこと。 ② 大人の乗車設備を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備に乗車し得る人員の重量が、大人の乗車設備に乗車し得る人員の重量より大きいこと。

4-23 基準適合性審査時におけるその他確認事項

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい	不適切表示を確認した場合には、自動車検査

	位置に表示されていること イ　ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ　フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ　回転して表示されていないこと	票１の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入
②　自動車登録番号標を取付けている自動車	自動車の後面に取付けた自動車登録番号標の左側の取付箇所の封印の有無	封印がない場合には、自動車検査票 1 の「封印」を○で囲み、ない旨を記入
③　自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けている自動車	取付けの有無	取付けがない場合には、自動車検査票 1 の「番号標板」を○で囲み、ない旨を記入
④　土砂等運搬大型自動車	自重計の取付けの有無	自重計がない場合には、自動車検査票 1 の「自重計」を○で囲み、ない旨を記入
⑤　保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、制限事項が付されているもの	施行規則第 54 条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）の有無	標識がない場合には、自動車検査票 1 の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入
⑥　保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付されたもの	表示の有無	表示がない場合には、自動車検査票 1 の「制限車両」を○で囲み、表示がない旨を記入

―審査事務規程第 14 次改正― （抜粋） 平成 29 年 11 月 22 日

自動車の型式の指定等関係の改正。

―審査事務規程第 15 次改正― （抜粋） 平成 30 年 1 月 31 日

自動車の型式の指定等関係の改正。

―審査事務規程第 16 次改正― （抜粋） 平成 30 年 2 月 10 日

圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととする。(7-24、8-24)

7-24　高圧ガスの燃料装置 **7-24-1　性能要件** **7-24-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係） ①～⑭ （略） (2)～(3)(略)	**8-24　高圧ガスの燃料装置** **8-24-1　性能要件** **8-24-1-1　視認等による審査** (1) 高圧ガスを燃料とする自動車（(2)、(5)及び(6)に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係） ①～③ （略） (2) （略）

	(3)燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1(2)③、④、⑦及び⑨に適合するものとする。 (4) (略)
(4)圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(国際相互承認容器則細目告示様式第 3) 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称	(5)圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係) ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(国際相互承認容器則細目告示様式第 3) 車載容器総括証票 充填すべきガスの名称

充填可能期限	年　月
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年　月

イ　容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再検査月	年　月	

充填可能期限	年　月
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年　月

イ　容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

（参考）

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　月	
再検査月	年　月	

②　ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。

③　配管等は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えるものであること。

この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、

	高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。 ④　専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。 〔表示〕 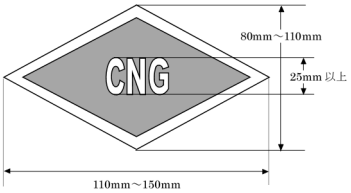 備考 (1) 色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。 (2) 寸法は、上記及び縁の幅は4mm から 6mm、文字の幅は 4mm 以上とする。 (3) 文字は中央に配置するものとする。 ⑤　ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。 ⑥　ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。 ⑦　燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。

(5)液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)	(6)液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係)
① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。	① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器(国際相互承認容器則細目告示様式第 3)	ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器(国際相互承認容器則細目告示様式第 3)
車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 / 充填可能期限 年 月 / 公称使用圧力(NWP) / 検査有効期限 年 月	車載容器総括証票 充填すべきガスの名称 / 充填可能期限 年 月 / 公称使用圧力(NWP) / 検査有効期限 年 月
イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容	イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容

器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 （参考） 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr><tr><td>再検査月</td><td>年　月</td><td></td></tr></table>	器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 （参考） 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4） <table><tr><td colspan="2">容器再検査合格証票</td><td>検査実施者の名称の符号</td></tr><tr><td>再検査有効期限</td><td>年　月</td><td></td></tr><tr><td>再検査月</td><td>年　月</td><td></td></tr></table> ② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の 1.5 倍の圧力に耐えるものであること。 この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

	④　専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側(左ハンドルにあっては右側)のドアの外側に次の表示を備えること。 〔表示〕 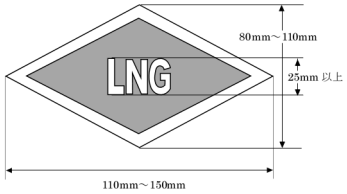 備考 (1)色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。 (2)寸法は、上記及び縁の幅は4mm から 6mm、文字の幅は 4mm 以上とする。 (3)文字は中央に配置するものとする。 ⑤　ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。 ⑥　ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。 ⑦　燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。
7-24-1-2　書面等による審査 (1)～(2)(略) (3)圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのな	**8-24-1-2　書面等による審査** 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公

いものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係) ① UN R110-02 の 18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-02 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで(ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02 の 18.1.2.は適用しない。 (4)液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置	的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1(2)⑤及び⑥の規定に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係) ①～③ (略)

であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係) ① UN R110-02 の 18.(18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.(18.7.1.1.を除く。)、18.7.2.(18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び 18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。 ただし、UN R110-02 の 6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで(ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02 の 18.1.2.は適用しない。 (5)4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第 98 条第 5 項関係) ①～② (略)	
7-24-2 欠番	**8-24-2 欠番**
7-24-3 欠番	**8-24-3 欠番**
7-24-4 (略)	**8-24-4 適用関係の整理** 7-24-4 の規定を適用する。

大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則(第 66 号)」の技術的な要件に適合しなければならないこととする。(6-31 の 2、7-31 の 2)

6-31 の 2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-31 の 2 の規定を適用する。

7-31 の 2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	8-31 の 2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 ［審査事項なし］

7-31 の 2-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の 5.に適合するものでなければならない。

ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあっては、当該座席は取付けられていないものとみなして UN R66-02 に基づく試験重量を算出することができる。（保安基準第 18 条第 7 項関係）

① 乗車定員 17 人以下の自動車
② 車両総重量 12t 以下の自動車
③ 立席を有する自動車
④ 二階建ての自動車
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車
⑥ ①から⑤までに掲げる自動車の形状に類する自動車
⑦ 二輪自動車
⑧ 側車付二輪自動車
⑨ 三輪自動車
⑩ 大型特殊自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その車両転覆時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 100 条第 19 項関係）

① 運転者席及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの
③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの

7-31 の 2-2 欠番

7-31 の 2-3 欠番

7-31 の 2-4 適用関係の整理

［転覆時の乗員保護の適用除外］

(1)次に掲げる自動車については、7-31 の 2-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 30 項関係)

① 平成 30 年 9 月 30 日以前に製作された自動車

② 平成 30 年 10 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 平成 30 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、平成 35 年 9 月 30 日以前に製作されたもの

［転覆時の乗員保護の適用除外］

7-31 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 15 条第 30 項関係)

① 平成 30 年 9 月 30 日以前に製作された自動車

② 平成 30 年 10 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 平成 30 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車であって、平成 35 年 9 月 30 日以前に製作されたもの

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大する。（7-42、8-42）

7-42 座席ベルト非装着時警報装置

7-42-1 装備要件

次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）

自動車の種別	座席の種類
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席及びその他の座席
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

① 補助座席に備える座席ベルト

② UN R16-07-S1 の 2.1.4.に定める座席ベルト

③ キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト

④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト

⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト

⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる 1 人用の座席に備える座席ベルト

⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト

⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-07-S1 の 15.6.に定める座席に備えるもの

ア　平成 34 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ　平成 34 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) 平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

(イ) 平成 34 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 34 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの

(ウ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの

(a) UN R16 に基づく認可証(写しをもって代えることができる。)を有する自動車
・UN R16-06 のものに限る。

(b) UN R16 に基づくⒺマークを有する自動車
・UN R16-06 のものに限る。

(c) (a) 又は(b)の自動車と同一の構造を有するもの

(d) 諸元表により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの

7-42-2　性能要件(視認等による審査)

(1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。)にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。

なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。

(2) 次の各号に掲げる装置は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第 30 条第 10 項関係、細目告示第 108 条第 12 項関係)

① 7-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置

② 7-42-1 の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき(他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき)に、警報が停止しない装置

③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

7-42-3 欠番

7-42-4 適用関係の整理

(1)～(2) (略)

(3)次に掲げる自動車については、7-42-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係)

① 平成 32 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 平成 32 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 平成 32 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの

7-42-5 ～ 7-42-6 (略)

7-42-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係)

① 平成 32 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

② 平成 32 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 平成 32 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの

7-42-7-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、7-42-7-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

7-42-7-2 性能要件(視認等による審査)

7-42-7-1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-41-1 の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが 10cm 以下の状態をいう。)にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置

② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。)に備える装置であって、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕

③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定。(7-53)

7-53 騒音防止装置

7-53-1 (略)

7-53-2

7-53-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)

① (略)

② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。

ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの

別添 9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車にあってはイに定める基準、二輪自動車以外のものにあってはウに定める基準を適用するものとする。

自動車の種別		騒音の大きさ
(略)	(略)	(略)
二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えるもの	記載値＋5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超えないもの	94

イ　二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。

ウ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）

別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。

(2)～(3)　(略)

7-53-2-2　(略)

7-53-2-3　(略)

以下、(略)

ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととする。（6-98 の 2、7-98 の 2、8-98 の 2）

6-98 の 2　車両接近通報装置

7-98 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01 の 6.に定める基準

7-98 の 2　車両接近通報装置	**8-98 の 2　車両接近通報装置**
7-98 の 2-1　装備要件	**8-98 の 2-1　装備要件**
電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、車両接近通報装置を備えなければならない。 ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 7 関係）	電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、車両接近通報装置を備えなければならない。 ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 7 関係）
7-98 の 2-2　性能要件（視認等による審査）	**8-98 の 2-2　性能要件（視認等による審査）**
(1) 車両接近通報装置は、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、その機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 7 関係、細目告示第 145 条の 3 第 1 項関係）	
①　車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。 この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。	(1) 車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。 この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。（細目告示第 223 条の 3 第 1 項関係）
②　車両接近通報装置は、当該装置の	

作動を停止させることのできる機能を有さないものであること。 (2)指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 145 条の 3 第 2 項関係)	
7-98 の 2-3　欠番	8-98 の 2-3　欠番 8-98 の 2-4　適用関係の整理 7-98 の 2-4 の規定を適用する。

7-98 の 2-4　適用関係の整理

(1)次に掲げる自動車については、7-98 の 2-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係)

① 平成 30 年 3 月 7 日以前に製作された自動車

② 平成 30 年 3 月 8 日から平成 32 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車

イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの

④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの

7-98 の 2-5　従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係)

① 平成 30 年 3 月 7 日以前に製作された自動車
② 平成 30 年 3 月 8 日から平成 32 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの
ウ 指定自動車等以外の自動車
③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの
④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 32 年 10 月 7 日以前のもの

その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行う。

1-3 用語の定義

し	乗降口に備える扉	自動車の運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。ただし、次に掲げる自動車にあっては、乗車人員が乗降に使用する扉（当該乗降口とは別に設ける乗降口であって、専ら車いすを使用している者の利用に供するものを除く。）をいう。 ① 平成 27 年 1 月 26 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ② 平成 30 年 1 月 26 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車

C	COC ペーパー	欧州連合指令 70/156/EEC 附則IXパートⅠ、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は 901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可（Whole Vehicle Type Approval）を受けた自動車の適合証明書（EC Certificate of Conformity）をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
E	EU 加盟国の自動車検査証等	欧州連合（EU）加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。

4-1 敷地等における秩序維持等

(2)受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①（略）

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③～⑯((略))

(3)～(6) 略

4-5 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

(1)（略）

①（略）

② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。

ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。

この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア～イ（略）

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）

エ～ケ （略）

4-12-2 審査に必要な書面

(1)～(8)((略))

(9)製作年月日の判定資料

初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出(4-5(1)①は提示)を求め審査するものとする。

この場合において、4-5(1)②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。

4-16 特種用途自動車の審査

4-16-1 規定の適用

(1)特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素(例:自動車の種別、乗車定員、車両総重量等)を基に判断するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

①～③((略))

④ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車(①及び②の自動車を除く。)であって、次のいずれかに該当するもの

ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M1」、「M2」、「M3」、「L3」、「L4」又は「L5」以外のもの

イ～ウ((略))

(2)((略))

(3)指定自動車等を架装した特種用途自動車であって、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗合」であり、かつ、(1)により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの」として規定の適用を判断することができる。

5-3-10 乗車定員、最大積載量及び車両総重量

(1)～(11)((略))

(12)自動車の最大積載量は、7-115(7-115(5)から(9)までを除く。)により算定した値を次の数値により通知する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が 30,480kg のものに限り、これによらず 30,480kg として通知する。

①～②((略))

③ 自動車検査証、自動車予備検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている最大積載量が 100、150、200、250、300、350、400、500、600、750、850、1,000、20,320、1,000 を超える場合は 250 刻み(単位はkg)となっている使用の過程にある自動車であって、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、①又は②にかかわらず、その最大積載量の数値とすることができる。

7-22 燃料装置

7-22-1-2 書面等による審査

(1)～(2)((略))

(3)ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1.は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係)

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。)にあっては、UN R137-01 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに UNR34-03 の 8.及び 9.6.に適合すること。

② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。)であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-01 の 5.2.6.及び 5.2.7.に適合すること。

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び三輪自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)にあっては、UN R137-01 の 5.2.6.及び 5.2.7.並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合すること。

ただし、UN R34-03 の 8.に適合する場合にあっては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2.に適合することを要しない。

④ 自動車(次に掲げる自動車を除く。)にあっては、UN R94-03 の 5.2.6.及び 5.2.7.に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの

イ アの自動車の形状に類する自動車

ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車

エ ウの自動車の形状に類する自動車

⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車(次に掲げる自動車を除く。)にあっては、UN R95-03-S6 の 5.3.6.に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの

イ アの自動車の形状に類する自動車

ウ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの

エ ウの自動車の形状に類する自動車

オ 三輪自動車

⑥ 自動車(次に掲げる自動車を除く。)にあっては、UN R135-01-S1 の 5.5.1.に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの

イ 貨物の運送の用に供する自動車であって、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの

ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車

エ アからウの自動車の形状に類する自動車

オ 三輪自動車

(4)次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 3 項関係)

①((略))

② 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(3)の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

(5)4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 96 条第 4 項関係)

①～②((略))

以下、(略)

7-26 車枠及び車体

7-26-1 性能要件(視認等による審査)

(1)～(7) (略)

(8)次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第 22 条第 7 項関係、細目告示第 100 条第 7 項関係)

①～②((略))

③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 155cm 以上の煽又はこれに類する構造物(折りたためるものにあっては、折りたたんだ状態とする。)を備える自動車

④～⑤((略))

⑥ 最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの

(9)(7)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。(細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)

① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。

ア クレーン車のクレーンブーム

イ スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置

ウ 追突の衝撃を緩和する装置

エ 特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置

②～④((略))

(10)追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車((8)の自動車以外の自動車に限る。)であって、次に掲げる要件を全て満たすものは(7)の基準に適合するものとする。ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。

① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下(小型自動車にあっては 20 分の 11 以下)であるもの

② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの

7-49 物品積載装置

7-49-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。

この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準

第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係）

①～③　(略)

④　①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車（(2)の自動車を除く。）であって、後煽、側煽等の荷台（傾斜するものに限る。）の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

ア　(略)

イ　積載物の飛散を防止するための装置であって、次の（ｱ）から（ｵ）の要件を満足するもの。

ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあっては、（ｱ）から（ｳ）の要件を満足するものであればよい。

（ｱ）布又はビニール製のシートを取付けたものであること。

（ｲ）木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

（ｳ）車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。（後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「直角」と読み替える。）

（ｴ）固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。

なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。

（ｵ）必要以上の強度を有していないものであること。

この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。

なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。

	部位	参照	条件
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	下図 a	直径又は幅 4cm 以下
2	中枠（水平以外）及び補強材	下図 b	直径又は幅 5cm 以下
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠にあっては、当該外枠（図 1-1）	下図 c	20cm 以上（※1）

	(2) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあっては、当該外枠（図 1-2） ② 煽上方に備えるものにあっては、当該外枠 (3) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-2）			
4	煽上面から上方 30cm までの間（下図範囲 A）	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く。）	下図 d	25cm 以上（※1）
5		煽上面と平行方向幅 25cm までの断面における枠材の数	下図 B-B 断面	3 本以下（※1）（※2）
6		煽上面から垂直方向幅 30cm までの断面における枠材の数	下図 D-D 断面	
7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位		下図 E	1 から 6 までに規定する条件は適用除外

※1　外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。

※2　近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。

以下、(略)

(2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係)

① 自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m^3 未満

は切り捨てるものとする。）で除した数値が 1.5t/m³ 未満のもの。

② ①に該当しない自動車の荷台であって、さし枠を取付けるための金具又はこれに類する構造・装置を有するもの。

③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。

ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。

ア (略)

イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の（ｱ）から（ｵ）の要件を満足するもの。

ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあっては、（ｱ）から（ｳ）の要件を満足するものであればよい。

（ｱ）布又はビニール製のシートを取付けたものであること。

（ｲ）木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。

（ｳ）車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。（後面煽に備えるものにあっては、「平行」を「直角」と読み替える。）

（ｴ）固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。

なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。

（ｵ）必要以上の強度を有していないものであること。

この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。

なお、当該装置を固定するための金具等及び手動で操作するための握り手については、この限りでない。

	部位	参照	条件
1	外枠、中枠（水平）及びヒンジ部	下図 a	直径又は幅 4cm 以下（※1）
2	中枠（水平以外）及び補強材	下図 b	直径又は幅 8cm 以下
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外	下図 c	40cm 以上（※2）

	枠にあっては、当該外枠（図 1-1） (2) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあっては、当該外枠（図 1-2） ② 煽上方に備えるものにあっては、当該外枠 (3) 煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあっては、下段の外枠（図 2-2）			
4	煽上面から上方 60cm までの間（下図範囲 A）	垂直方向の各枠間の内法間隔（外枠と隣接する中枠の間隔を除く。）	下図 d	50cm 以上（※2）
5		煽上面と平行方向幅 50cm までの断面における枠材の数	下図 B-B 断面	3 本以下（※2）（※3）
6		煽上面から垂直方向幅 60cm までの断面における枠材の数	下図 D-D 断面	
7	回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位		下図 E	1 から 6 までに規定する条件は適用除外

※1 煽上面と煽上面直上の外枠下縁の間隔（下図 e）が 20cm を超える場合にあっては、当該外枠は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。

※2 外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。

※3 近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。

以下、(略)

別添 2(4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

第 2 号様式（別添 2 の 5. 関係）

連結車両総重量及び牽引重量計算書

1. 連結車両総重量（GCW）

（1）(略)

（2）最高速度が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、（1）にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

・$GCW \leqq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{Vmax}$

・$GCW \leqq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$

kW｛PS｝	：牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW｛PS｝
Vmax	：牽引自動車の最高速度（1km/h 未満は切捨てる。）※1	km/h
Q	：牽引自動車の原動機の最大トルク※1	N･m
r	：牽引自動車の最低変速段における全減速比※1	
R	：牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあってはその値）※1	m
GCW	：連結車両総重量※2	kg

※1　諸元表等の値をいう。

※2　10kg 未満を切り捨てた値とする。

別添 3(4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

6.5. 製作年月日の判定資料

本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。

この場合において、本則 4-5(1)②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。

6.12. 技術基準等への適合性を証する書面

6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類

(1)技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。

① 当該自動車又は当該装置の試験成績書

② 同一構造を有する自動車の試験成績書

③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第 10 号様式とする。)

④ 協定規則に基づく認定証

⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書

⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書

⑦ 計算による適合説明書

⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面

(2)当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について、別表第 1 に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る部位に変更がない場合に限り、(1)⑧の書面として取扱うものとする。

別表第 1 (略)

別表第 2 (略)

別表第 3 (略)

―審査事務規程第 17 次改正― (抜粋) 平成 30 年 4 月 1 日

自動車の型式の指定等関係の改正。

国土交通省の 関係達等改正に伴い、走行距離計(オドメータ)表示値の通知方法を変更。

4-2 自動車検査場における掲示等

(3) (2)②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。

ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

ア～ソ（略）

タ　受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出て下さい。

チ　運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容が自動車と相違していないことを確認して下さい。相違している場合は、ただちに申し出てください。

その他通知方法の明確化等の所要の改正を行う。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成30年7月
豪雨関連

平成30年7月9日
自動車局整備課

大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで

～　平成３０年７月豪雨の被害を受けて　～

国土交通省では、平成30年7月豪雨の被害を受けて、水に浸った自動車ユーザーの方へ、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災を防止するための注意喚起を行っています。

大雨等による浸水や冠水被害を受けて水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処して下さい。

１．自分でエンジンをかけない。

２．使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。

３．なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますので、バッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。

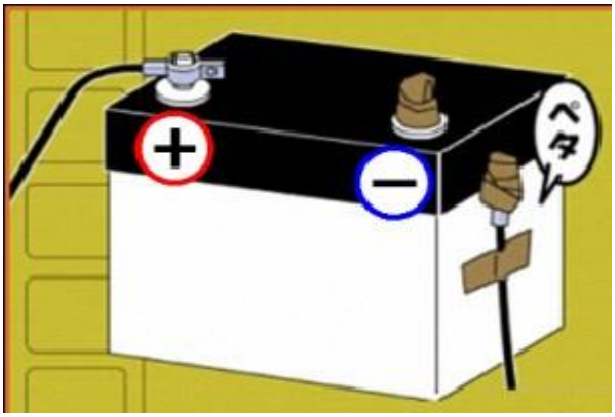

※外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置（テープなどで覆う）をして下さい。

（注）当該情報については、国土交通省公式 Twitter、自動車局 HP にも掲載されております。
また、JAF[一般社団法人日本自動車連盟]及び JAMA[一般社団法人日本自動車工業会]の HP において、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。
・JAF の HP ：http://www.jaf.or.jp/profile/news/file/2010_45.htm
・JAMA の HP：http://www.anzen-unten.com/home/a1/b1/trouble003.html
http://www.anzen-unten.com/home/carlife-all/carlife/index.html

＜問い合わせ先＞
自動車局整備課　児島、伊堂寺
代表：03-5253-8111（内線：42426）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３０年７月１０日
自 動 車 局 整 備 課

スキャンツールの導入補助を開始

（トラック･船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金）

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネ性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は７月２４日（火）から受け付けます。

１．公募期間

平成 30 年 7 月 24 日（火） ～ 10 月 31 日（水）※

※ ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に関わらず交付決定を順次実施します。

２．補助対象事業者

① 道路運送車両法第 78 条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
② 道路運送車両法第 94 条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

３．事業内容（概要）

・補助対象事業者に対して、PC 等に診断データを CSV 等のファイル形式で出力できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助
（補助率は 1/3、1 事業場あたりの補助上限額は 15 万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意下さい。）
・補助対象事業者は 20 台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

４．申請方法等

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他詳細につきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧下さい。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（補助事務執行団体）
ホームページ：http://www.pacific-hojo.jp/
TEL：03-5280-9501　FAX：03-5280-9502
※ 申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

５．その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先】
・国土交通省自動車局整備課　村井、奥村
TEL：03-5253-8111（代表）（内線 42-415）、03-5253-8599（直通）
FAX：03-5253-1639

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 30 年 4 月 20 日
自動車局審査・リコール課

衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！

～衝突被害軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための
啓発ビデオを公開しました～

衝突被害軽減ブレーキが、走行中の周囲の環境や路面の状態等によっては、障害物の認知や衝突の回避ができない場合があることを啓発するためのビデオをホームページに公開しました。

近年、衝突被害軽減ブレーキの普及が進んでいますが、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあります。

このため国土交通省では、衝突被害軽減ブレーキにより衝突回避が難しい状況について、不動作状況時の車両挙動等を実車の走行試験により確認し、衝突被害軽減ブレーキの使用上の注意点を解説した啓発ビデオをホームページに公開しましたので、是非、御覧いただき、事故防止にお役立てください。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
○ 国土交通省自動車局審査・リコール課
YouTube 公式アカウント
https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g

衝突を回避できない場合がある事例
（滑りやすい濡れた路面）

衝突被害軽減ブレーキを正しく使用するための注意事項

1. 衝突被害軽減ブレーキは完全に事故を防ぐことができません。
運転者はシステムを決して過信せず細心の注意をはらって運転してください。

2. 衝突被害軽減ブレーキの作動する条件は、自動車の取扱説明書に記載してありますので、車種毎に異なる作動条件を把握してください。

問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
鈴木、村井
代表：03-5253-8111（内線）42352
直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３０年４月１０日
自動車局審査・リコール課
リ コ ー ル 監 理 室

平成２９年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値）

平成２９年度のリコール届出の総届出件数は、３７７件（過去２番目の多さ）、総対象台数は、７，７０２，３４０台でした。

○　平成２９年度のリコール届出の、**総届出件数は、３７７件**（対前年度１３件増）、**総対象台数は、７，７０２，３４０台**（対前年度８，１４６，６７４台減）でした。

○　総届出件数の内訳は、**国産車２０４件（対前年度２０件減）、輸入車１７３件（対前年度３３件増）**と、輸入車については過去最高の届出件数となりました。

○　総対象台数が昨年度より減少した主な理由は、**タカタ製エアバッグに関するリコール届出の総対象台数が８５７，８５７台（対前年度５，３６０，８２５台減）**と、昨年度より減少したことが挙げられます。

〈対象台数が多かった３番目までのリコール届出〉

	対象台数	車名	通称名	不具合の内容	届出年月日
1	1,104,296	ニッサン等	ノート 他４０車種	完成検査が適切に行われていない	H29.10.6
2	622,348	スバル	サンバー	発電機作動せずエンジン停止のおそれ	H29. 9.7
3	519,651	スズキ等	パレット 他２車種	ステアリング操作力増大のおそれ	H29.9.28

（問い合わせ先）
国土交通省自動車局審査・リコール課
リコール監理室　　田中・五十嵐
電話　　03-5253-8111（代表）（内線 42353・42355）
直通　　03-5253-8597

自動車のリコール総届出件数及び総対象台数の年度別推移

（昭和 44 年度から平成 29 年度までの 49 年間）

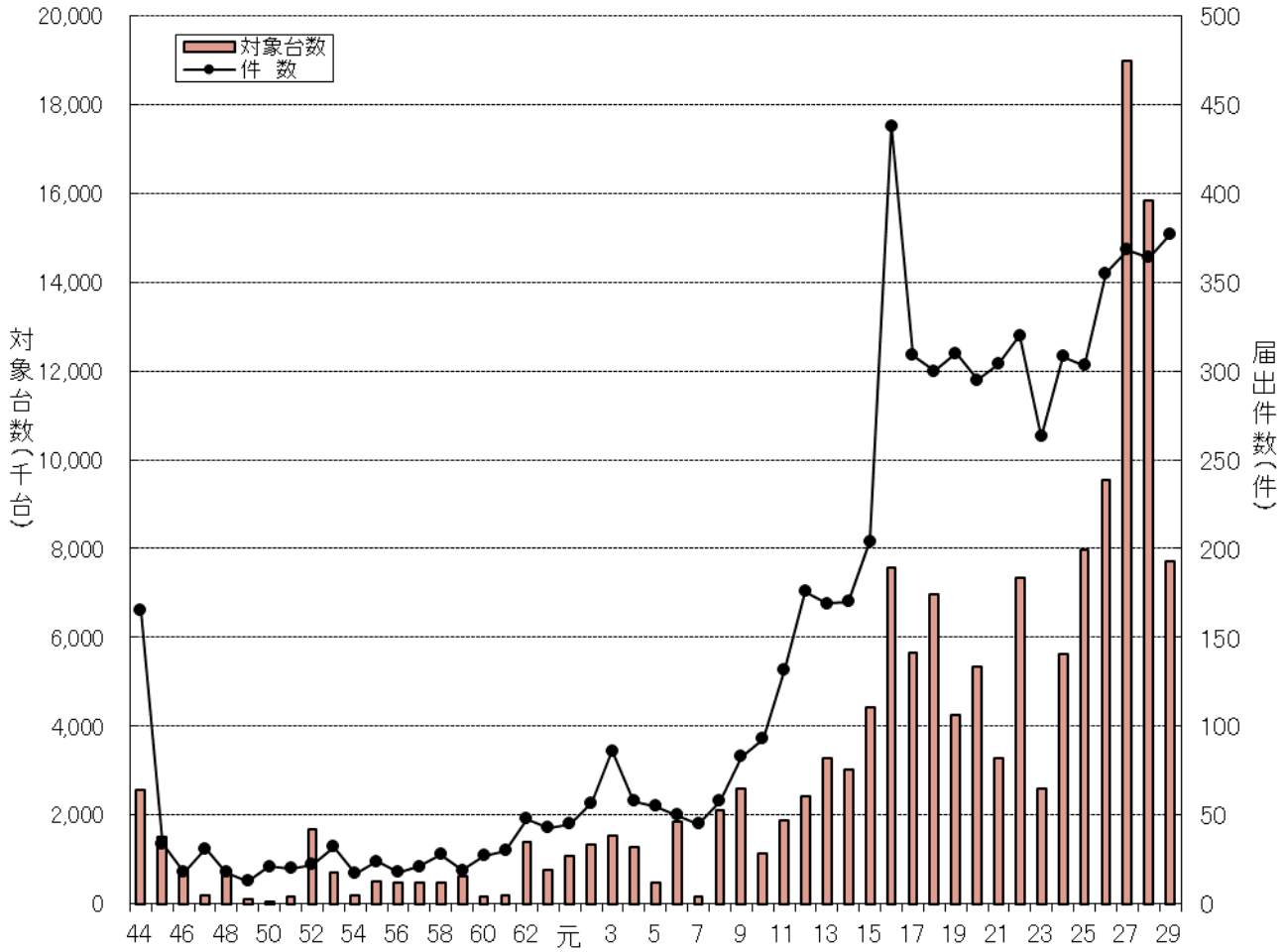

点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車分解整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、ＨＰ等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

第六十二条の二の二（抜粋）

一　法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

二　法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

三　依頼者に対し、行つていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法の概要　（参考）

景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護

消費者庁ほか　**不当な顧客誘引の禁止**

不当表示の禁止

- 優良誤認表示の禁止
- 有利誤認表示の禁止
- その他　誤認されるおそれがある表示の禁止

景品類の制限及び禁止

- 一般懸賞による景品類の提供制限（最高額・総額）
- 共同懸賞による景品類の提供制限（最高額・総額）
- 総付景品の提供制限（最高額）

事業者　**事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置**

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等（表示等管理担当者）を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

事業者・事業者団体　**公正競争規約**

自主的かつ合理的に、良い商品・サービスを選べます。

北海道運輸局管内整備事業の現況（平成30年3月31日現在）

（1）認証工場数及び指定工場数

平成30年3月末現在において、認証工場数は4,199工場で対前年比7工場の減少、指定工場数は1,816工場で対前年比9工場の減少となっています。これらを運輸支局別にみると、札幌、帯広で認証が増加しその他は減少または増減なしとなっています。

北海道運輸局管内全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%を占め、続いて旭川が約15%、その他は10%前後となっています。

認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数（過去5年）

支局別	整備事業	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
札　幌	認　証	1,665	1,660	1,654	1,647	1,649
	認　定	56	52	52	51	51
	指　定	732	730	727	732	728
	指定／認証	44.0%	44.0%	44.0%	44.4%	44.1%
函　館	認　証	393	398	397	397	397
	認　定	27	26	25	23	23
	指　定	175	175	172	171	169
	指定／認証	44.5%	44.0%	43.3%	43.1%	42.6%
室　蘭	認　証	403	408	406	410	408
	認　定	16	16	15	15	15
	指　定	190	191	191	191	191
	指定／認証	47.1%	46.8%	47.0%	46.6%	46.8%
旭　川	認　証	677	673	676	678	671
	認　定	43	42	41	41	40
	指　定	258	258	259	258	256
	指定／認証	38.1%	38.3%	38.3%	38.1%	38.2%
帯　広	認　証	334	334	335	334	336
	認　定	35	35	34	33	33
	指　定	144	143	143	143	142
	指定／認証	43.1%	42.8%	42.7%	42.8%	42.3%
釧　路	認　証	348	354	349	352	351
	認　定	20	20	20	20	20
	指　定	157	158	158	159	159
	指定／認証	45.1%	44.6%	45.3%	45.2%	45.3%
北　見	認　証	390	390	386	388	387
	認　定	19	19	19	19	19
	指　定	169	170	170	171	171
	指定／認証	43.3%	43.6%	44.0%	44.1%	44.2%
局　計	認　証	4,210	4,210	4,196	4,206	4,199
	認　定	211	209	203	202	201
	指　定	1,823	1,819	1,824	1,825	1,816
	指定／認証	43.3%	43.2%	43.5%	43.4%	43.2%
全国計	認　証	92,135	92,249	92,156	92,042	92,053
	認　定	2,918	2,891	2,856	2,820	2,805
	指　定	29,612	29,747	29,863	29,977	30,103
	指定／認証	32.1%	32.2%	32.4%	32.6%	32.7%
局／全国	認　証	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
	認　定	7.2%	7.2%	7.1%	7.2%	7.2%
	指　定	6.2%	6.1%	6.1%	6.1%	6.0%

認証工場数と指定工場数の推移（過去5年）

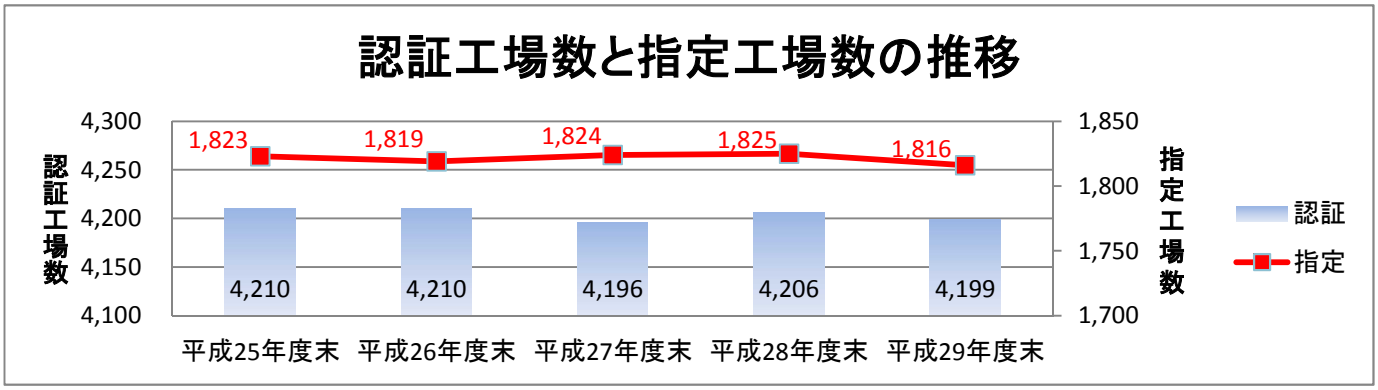

認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合（平成30年3月末現在）

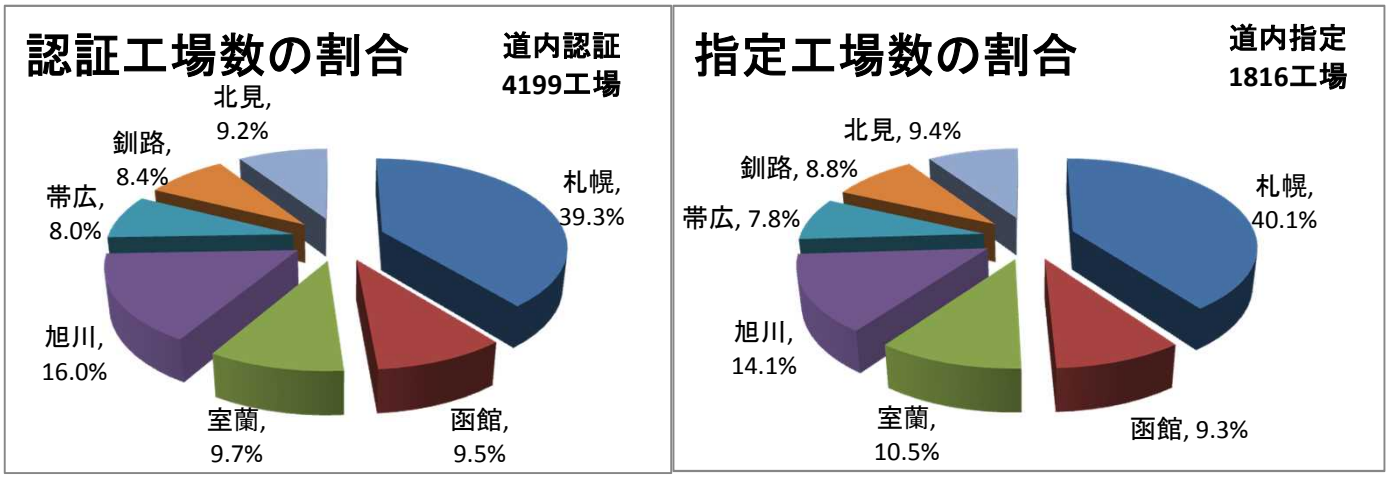

自動車分解整備事業の新規及び廃止状況（過去5年）

項目 / 支局別	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札　幌	33	33	37	42	34	40	32	34	31	29
函　館	5	4	7	2	3	4	4	4	3	3
室　蘭	6	5	9	4	4	6	7	3	3	5
旭　川	7	10	7	11	10	7	9	7	6	13
帯　広	7	3	2	2	3	2	3	4	2	0
釧　路	4	4	7	1	4	9	4	1	0	1
北　見	3	6	2	2	3	7	7	5	3	4
局　計	65	65	71	68	61	48	66	58	48	55

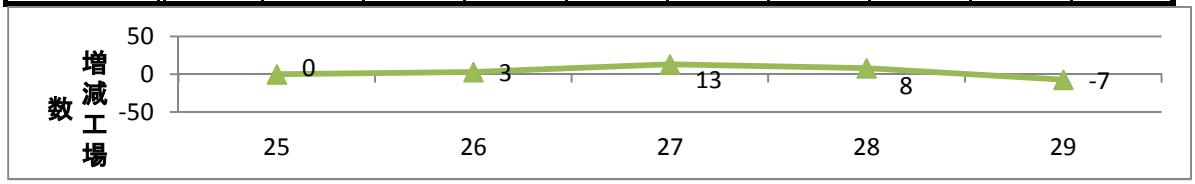

自動車分解整備事業の廃止理由調査結果（過去5年）

項目 / 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合及びその他	
25	4	3	4	7	13	1	0	0	0	33	65
26	1	2	4	9	6	3	0	0	0	39	64
27	2	2	5	11	18	3	1	0	0	33	75
28	4	0	6	1	22	0	0	0	0	30	63
29	0	2	2	4	24	1	1	0	0	21	55

注:その他に取消件数も含む。

(2)整備主任者数及び検査員数

平成30年3月末現在において、整備主任者数は11,208名で対前年比9名の増加、検査員数は5,689名で対前年比11名の減少となっています。

整備主任者数は認証工場とは異なり北海道運輸局管内では増加しており、全国的にも整備主任者数は増加傾向にあります。

また、検査員数は指定工場と同様に北海道運輸局管内では減少しましたが、全国的には指定工場とともに増加傾向にあります。

整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目／支局別	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
札　幌	4,602	4,543	4,533	4,535	4,554
函　館	1,022	1,014	1,000	1,004	1,009
室　蘭	1,140	1,153	1,152	1,152	1,138
旭　川	1,746	1,730	1,744	1,729	1,720
帯　広	1,067	1,063	1,079	1,072	1,083
釧　路	896	891	873	883	869
北　見	841	839	825	824	835
局　計	11,314	11,233	11,206	11,199	11,208
全国計	221,292	221,396	221,158	221,351	222,008
局／全国	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%	5.0%

検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目／支局別	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
札　幌	2,368	2,345	2,337	2,332	2,324
函　館	499	509	498	495	497
室　蘭	595	592	600	598	592
旭　川	821	836	845	842	842
帯　広	510	505	503	511	516
釧　路	419	426	419	419	411
北　見	480	494	502	503	507
局　計	5,692	5,707	5,704	5,700	5,689
全国計	90,991	91,903	93,431	94,468	95,642
局／全国	6.3%	6.2%	6.1%	6.0%	5.9%

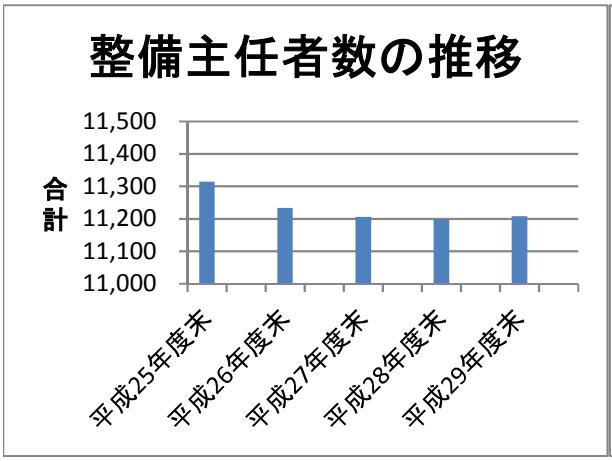

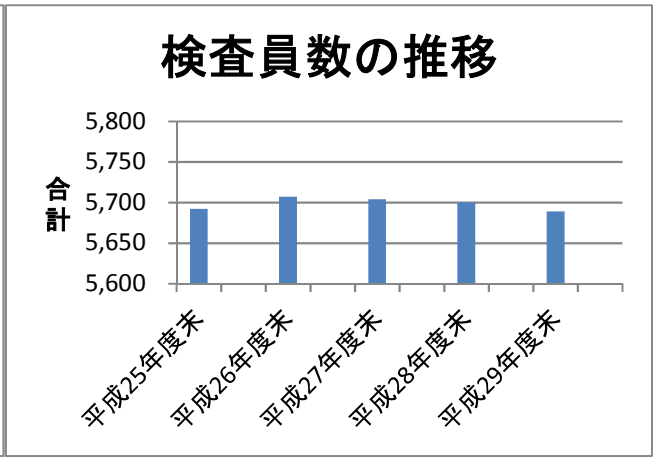

自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

平成３０年４月現在

対象車種 ＼ 点検区分等			定期点検の間隔					車検証の有効期間		備考（主な車種など）
			３か月（別表３）	３か月（別表４）	６か月（別表５）	１年（別表６）	１年（別表７）	初回	２回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					１年	１年	バス、ハイヤー、タクシー
		軽	○					２年	２年	車いす移動車、電気自動車
		幼児専用車	○					１年	１年	園児送迎車
	貨物	ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	事業用トラック等（３輪車を含む）
		ＧＶＷ８ｔ未満	○	トレーラ				２年	１年	
		軽				●		２年	２年	
	２輪						●	３年	２年	バイク便（貨物ではない）
	霊柩	定員１０人以下	○					２年	２年	
		定員１１人以上	○					１年	１年	バス型霊柩車
	大特	貨物 ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	ストラルド・キャリヤ
		貨物 ＧＶＷ８ｔ未満	○	トレーラ				２年	１年	ポール・トレーラ
レンタカー	貨物	ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	トラック（３輪車を含む）
		ＧＶＷ８ｔ未満	○	トレーラ				２年	１年	
		軽			○			２年	２年	
	定員１１人以上		○					１年	１年	バス
	幼児専用車（軽以外）		○					１年	１年	園児送迎車【軽は別表６】
	乗用	普通・小型			○			２年	１年	乗用車
		軽			○			２年	２年	
		３輪	○					２年	１年	
	２輪	小型			○			２年	１年	250ccを超えるバイク（３輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車			○			なし	なし	250cc以下のバイク（３輪バイクを含む）
	特種※	普通・小型	○					２年	１年	キャンピング車等
		貨物 ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	タンク車、冷蔵冷凍車等
		貨物 ＧＶＷ８ｔ未満	○	トレーラ				２年	１年	
		軽			○			２年	２年	
	大特※	ＧＶＷ８ｔ以上	○					２年	１年	ホイール・クレーン等
		ＧＶＷ８ｔ未満	○					２年	１年	フォーク・リフト等
		貨物 ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	ストラルド・キャリヤ
		貨物 ＧＶＷ８ｔ未満	○	トレーラ				２年	１年	ポール・トレーラ
	検査対象外軽自動車（二輪を除く）		○					なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	トラック（３輪車を含む）
		ＧＶＷ８ｔ未満			○			２年	１年	
		軽				●		２年	２年	
	定員１１人以上		○					１年	１年	バス
	定員１１人以上（有償旅客）		○					１年	１年	バス
	幼児専用車（軽以外）				○			１年	１年	園児送迎車【軽は別表６】
	乗用	普通・小型				●		３年	２年	一般の乗用車（マイカー）自家用有償旅客に使用する乗用車
		普通・小型（有償旅客）				●		３年	２年	
		軽				●		３年	２年	
		軽（有償旅客）				●		３年	２年	
		３輪			○			２年	２年	
	２輪	小型（特種二輪を含む）					●	３年	２年	250ccを超えるバイク（３輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車					●	なし	なし	250cc以下のバイク（３輪バイクを含む）
	特種※	普通・小型（二輪を除く）	○☆		○			２年	２年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上
		普通・小型（有償旅客）			○			２年	２年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
		貨物 ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	タンク車、冷蔵冷凍車等
		貨物 ＧＶＷ８ｔ未満			○			２年	１年	
		軽				●		２年	２年	
		軽（有償旅客）				●		２年	２年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
	大特※	ＧＶＷ８ｔ以上	○					２年	２年	ホイール・クレーン等
		ＧＶＷ８ｔ未満			○			２年	２年	フォーク・リフト等
		貨物 ＧＶＷ８ｔ以上	○	トレーラ				１年	１年	ストラルド・キャリヤ
		貨物 ＧＶＷ８ｔ未満			○			２年	１年	ポール・トレーラ
	検査対象外軽自動車（二輪を除く）				○			なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車

注　１．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　○印：１年　　２．ＧＶＷ：車両総重量

※　積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が１年であったものにおいては、車両総重量８トン未満について初回のみ２年となる。

別表３：事業用自動車
別表４：被けん引自動車
別表５：自家用貨物自動車
別表６：自家用乗用自動車
別表７：二輪自動車
別表１・２は日常点検

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

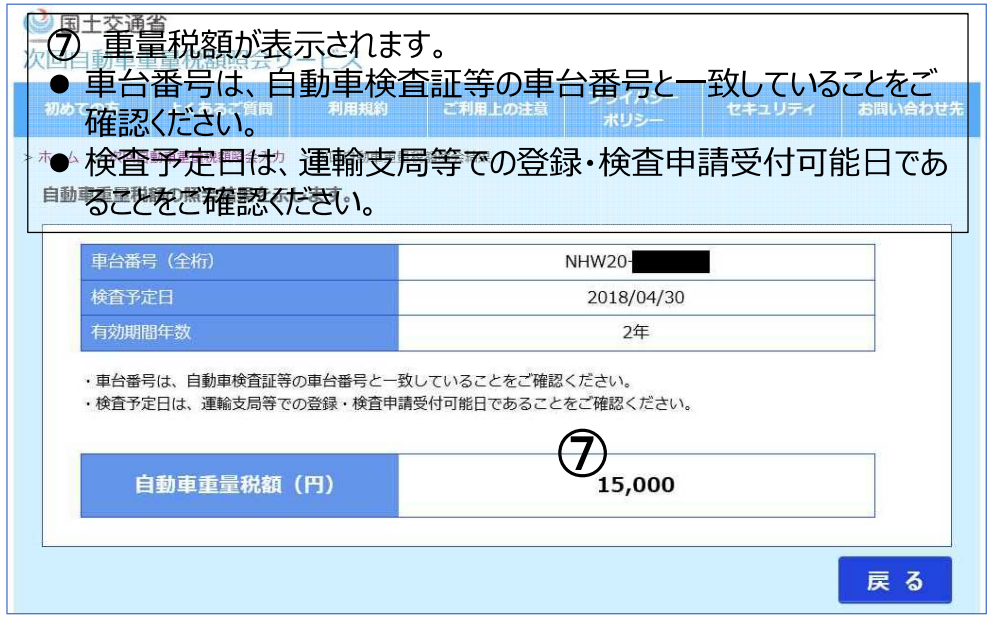

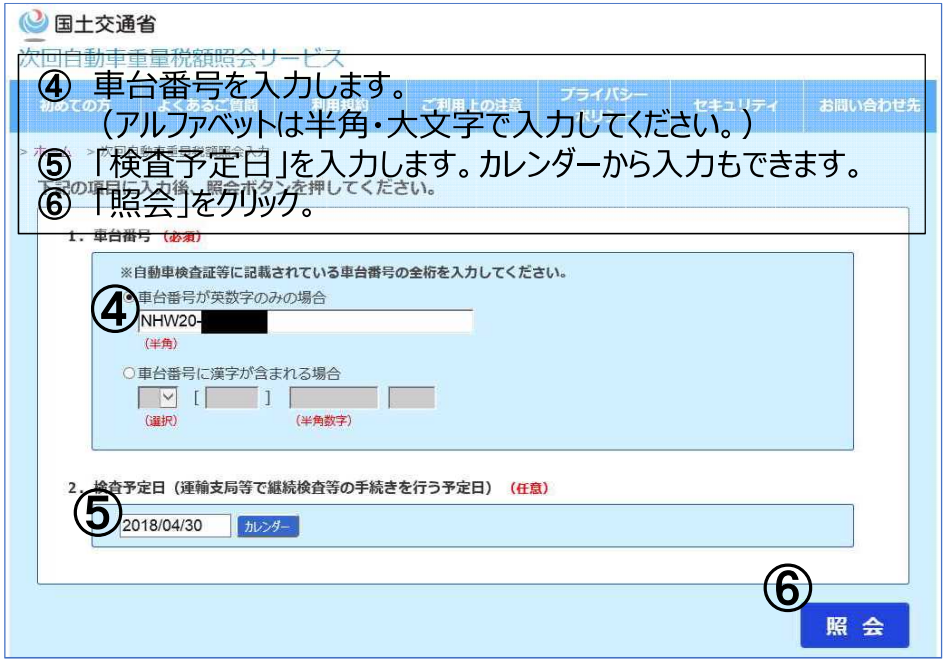

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

国土交通省 北海道運輸局

重量税早見表
継続検査用

1 免税車の1回目の車検

（平成30年5月1日～）

①平成27年4月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規登録等時に免税を受けた自動車
②平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録をし、平成32年度燃費基準＋40%以上を達成している自動
②平成30年5月1日から平成31年4月30日までの間に新車新規登録をし、平成32年度燃費基準＋50%以上を達成している自動
①～③のどれかに該当する自動車は初回継続検査等時は免税

2「本則」は平成32年度燃費基準達成している車で上記に該当しないものの車検
3「暫定」(通常)は平成32年度燃費基準達成している車以外の車齢13年未満の車に使用

乗用2年　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
～0.5T	50	82	114	126	～0.5T
～1.0T	100	164	228	252	～1.0T
～1.5T	150	246	342	378	～1.5T
～2.0T	200	328	456	504	～2.0T
～2.5T	250	410	570	630	～2.5T
～3.0T	300	492	684	756	～3.0T

乗用1年　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
～0.5T	25	41	57	63	～0.5T
～1.0T	50	82	114	126	～1.0T
～1.5T	75	123	171	189	～1.5T
～2.0T	100	164	228	252	～2.0T
～2.5T	125	205	285	315	～2.5T
～3.0T	150	246	342	378	～3.0T

二輪車　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
1年車検		19	23	25	1年車検
2年車検		38	46	50	2年車検

乗合、特種1年 【2t以下】　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
～1.0T	25	41	57	63	～1.0T
～2.0T	50	82	114	126	～2.0T

貨物、乗合、特種1年【2t超～】　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過		
貨物のみ ～1.0T	25	33	41	44	～1.0T	貨物のみ
貨物のみ ～2.0T	50	66	82	88	～2.0T	貨物のみ
貨物のみ ～2.5T	75	99	123	132	～2.5T	貨物のみ
～3.0T	75	123	171	189	～3.0T	
～4.0T	100	164	228	252	～4.0T	
～5.0T	125	205	285	315	～5.0T	
～6.0T	150	246	342	378	～6.0T	
～7.0T	175	287	399	441	～7.0T	
～8.0T	200	328	456	504	～8.0T	
～9.0T	225	369	513	567	～9.0T	
～10.0T	250	410	570	630	～10.0T	
～11.0T	275	451	627	693	～11.0T	
～12.0T	300	492	684	756	～12.0T	
～13.0T	325	533	741	819	～13.0T	
～14.0T	350	574	798	882	～14.0T	
～15.0T	375	615	855	945	～15.0T	
～16.0T	400	656	912	1008	～16.0T	
～17.0T	425	697	969	1071	～17.0T	
～18.0T	450	738	1026	1134	～18.0T	
～19.0T	475	779	1083	1197	～19.0T	
～20.0T	500	820	1140	1260	～20.0T	
～21.0T	525	861	1197	1323	～21.0T	
～22.0T	550	902	1254	1386	～22.0T	
～23.0T	575	943	1311	1449	～23.0T	
～24.0T	600	984	1368	1512	～24.0T	
～25.0T	625	1025	1425	1575	～25.0T	
～40.0T	1000	1640	2280	2520	～40.0T	

以下、貨物・乗合・特種

特種 2年　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
2年車検					2年車検
～1.0T	50	82	114	126	～1.0T
～2.0T	100	164	228	252	～2.0T
～3.0T	150	246	342	378	～3.0T
～8.0T	400	656	912	1008	～8.0T
～20.0T	1000	1640	2280	2520	～20.0T

事業用乗用　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
～ 0.5T	25	26	27	28	～ 0.5T
～ 1.0T	50	52	54	56	～ 1.0T
～ 1.5T	75	78	81	84	～ 1.5T
～ 2.0T	100	104	108	112	～ 2.0T
～ 2.5T	125	130	135	140	～ 2.5T
～ 3.0T	150	156	162	168	～ 3.0T

（参考）

次回自動車重量税額照会サービス（ご利用可能時間 9:00～21:00）
https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
重量税計算ツール　http://naspa.jp/

事業用二輪車　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
1年車検					1年車検
2年車検		30	32	34	2年車検

軽自動車　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過
自家用	50	66	82	88
事業用	50	52	54	56

事業用貨物、特種1年、乗合　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
～ 1.0T	25	26	27	28	～ 1.0T
～ 2.0T	50	52	54	56	～ 2.0T
～ 3.0T	75	78	81	84	～ 3.0T
～ 4.0T	100	104	108	112	～ 4.0T
～ 5.0T	125	130	135	140	～ 5.0T
～ 6.0T	150	156	162	168	～ 6.0T
～ 7.0T	175	182	189	196	～ 7.0T
～ 8.0T	200	208	216	224	～ 8.0T
～ 9.0T	225	234	243	252	～ 9.0T
～10.0T	250	260	270	280	～10.0T
～11.0T	275	286	297	308	～11.0T
～12.0T	300	312	324	336	～12.0T
～13.0T	325	338	351	364	～13.0T
～14.0T	350	364	378	392	～14.0T
～15.0T	375	390	405	420	～15.0T
～16.0T	400	416	432	448	～16.0T
～17.0T	425	442	459	476	～17.0T
～18.0T	450	468	486	504	～18.0T
～19.0T	475	494	513	532	～19.0T
～20.0T	500	520	540	560	～20.0T
～21.0T	525	546	567	588	～21.0T
～22.0T	550	572	594	616	～22.0T
～23.0T	575	598	621	644	～23.0T
～24.0T	600	624	648	672	～24.0T
～25.0T	625	650	675	700	～25.0T
～40.0T	1000	1040	1080	1120	～40.0T

事業用特種　2年　百円

	本則 エコカー	暫定（通常）	13年経過	18年経過	
2年車検					2年車検
～1.0T	50	52	54	56	～1.0T
～2.0T	100	104	108	112	～2.0T
～3.0T	150	156	162	168	～3.0T
～8.0T	400	416	432	448	～8.0T
～20.0T	1000	1040	1080	1120	～20.0T

13年・18年経過車早見表

自動車検査証更新年月		登録自動車・小型二輪		軽自動車	
年	月	18年経過	13年経過	18年経過	13年経過
平成30年	5月	平成12年　6月以前	平成17年　6月以前	平成11年以前	平成16年以前
	6月	〃　7月以前	〃　7月以前		
	7月	〃　8月以前	〃　8月以前		
	8月	〃　9月以前	〃　9月以前		
	9月	〃　10月以前	〃　10月以前		
	10月	〃　11月以前	〃　11月以前		
	11月	〃　12月以前	〃　12月以前		
	12月	平成13年　1月以前	平成18年　1月以前	平成12年以前	平成17年以前
平成31年	1月	〃　2月以前	〃　2月以前		
	2月	〃　3月以前	〃　3月以前		
	3月	〃　4月以前	〃　4月以前		
	4月	〃　5月以前	〃　5月以前		
	5月	〃　6月以前	〃　6月以前		
	6月	〃　7月以前	〃　7月以前		
	7月	〃　8月以前	〃　8月以前		
	8月	〃　9月以前	〃　9月以前		
	9月	〃　10月以前	〃　10月以前		
	10月	〃　11月以前	〃　11月以前		
	11月	〃　12月以前	〃　12月以前		
	12月	平成14年　1月以前	平成19年　1月以前	平成13年以前	平成18年以前
平成32年	1月	〃　2月以前	〃　2月以前		
	2月	〃　3月以前	〃　3月以前		
	3月	〃　4月以前	〃　4月以前		
	4月	〃　5月以前	〃　5月以前		
	5月	〃　6月以前	〃　6月以前		
	6月	〃　7月以前	〃　7月以前		
	7月	〃　8月以前	〃　8月以前		
	8月	〃　9月以前	〃　9月以前		
	9月	〃　10月以前	〃　10月以前		
	10月	〃　11月以前	〃　11月以前		
	11月	〃　12月以前	〃　12月以前		
	12月	平成15年　1月以前	平成20年　1月以前	平成14年以前	平成19年以前
平成33年	1月	〃　2月以前	〃　2月以前		
	2月	〃　3月以前	〃　3月以前		
	3月	〃　4月以前	〃　4月以前		
	4月	〃　5月以前	〃　5月以前		
	5月	〃　6月以前	〃　6月以前		
	6月	〃　7月以前	〃　7月以前		
	7月	〃　8月以前	〃　8月以前		
	8月	〃　9月以前	〃　9月以前		
	9月	〃　10月以前	〃　10月以前		
	10月	〃　11月以前	〃　11月以前		
	11月	〃　12月以前	〃　12月以前		

※ 登録自動車及び小型二輪は、初度登録(検査)年月から18年(13年)経過する月の1日以降に受ける検査から適用
　検査対象軽自動車は初度検査年から18年(13年)経過した年の12月1日以降に受けた検査から適用

平成29年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート）その2

○平成30年5月1日から平成31年4月30日までに乗用車の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

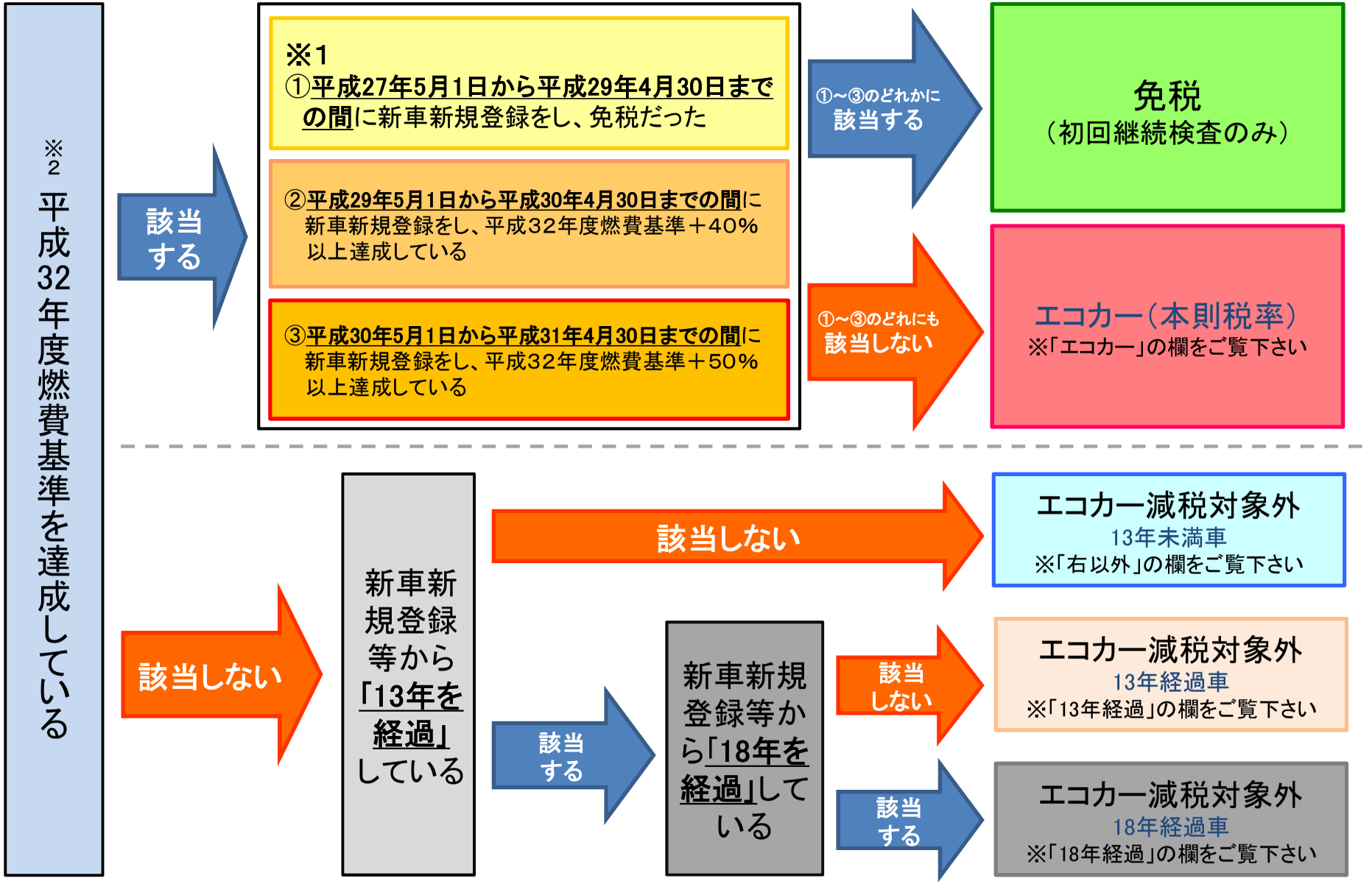

※1　新車新規登録時に免税だった車両でも、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査は本則税率の適用となります。
※2　平成22年度燃費基準50%達成車は、平成32年度燃費基準達成車に読み替えができます。詳細は、中古車特例の概要をご覧下さい。

北海道　運輸支局　組織のご案内

●札幌運輸支局
〒065-0028　札幌市東区北28条東1丁目

電話	○ 総務企画担当	011-731-7166
	○ 輸送・監査担当	011-731-7167
	○ 検査整備保安担当	**011-731-7168**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2001**
FAX	○ 総務企画、輸送・監査	011-712-2405
	○ 検査整備保安、登録	011-712-2406

●函館運輸支局
〒041-0824　函館市西桔梗町555番24

電話	○ 総務企画担当	0138-49-8862
	○ 輸送・監査担当	0138-49-8863
	○ 検査整備保安担当	**0138-49-8864**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2002**
FAX	0138-49-1042	

●旭川運輸支局　　本庁舎
〒070-0902　旭川市春光町10番地

電話	○ 総務企画担当	0166-51-5271
	○ 輸送・監査担当	0166-51-5272
	○ 検査整備保安担当	**0166-51-5363**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2003**
FAX	○ 総務企画、輸送・監査	0166-54-4755
	○ 検査整備保安、登録	0166-51-5273

●室蘭運輸支局　　本庁舎
〒050-0081　室蘭市日の出町3丁目4番9号

電話	○ 総務企画担当	0143-44-3011
	○ 輸送・監査担当	0143-44-3012
	○ 検査整備保安担当	**0143-44-3013**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2004**
FAX	0143-44-4019	

●釧路運輸支局
〒084-0906　釧路市鳥取大通6丁目2番13号

電話	○ 総務企画担当	0154-51-2522
	○ 輸送・監査担当	0154-51-2514
	○ 検査整備保安担当	**0154-51-2523**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2005**
FAX	○ 総務企画、海事関係	0154-51-0124
	○ 輸送・監査、検査整備保安、登録	0154-51-6523

●帯広運輸支局
〒080-2459　帯広市西19条北1丁目8番4号

電話	○ 企画輸送・監査担当	0155-33-3286
	○ 検査整備保安担当	**0155-33-3282**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2006**
FAX	0155-36-2669	

●北見運輸支局
〒090-0836　北見市東三輪3丁目23番地2

電話	○ 企画輸送・監査担当	0157-24-7631
	○ 検査整備保安担当	**0157-24-7633**
	☆ 検査・登録手続き案内	**050-5540-2007**
FAX	0157-61-8248	

☆について
音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。
・検査申請のお問い合わせ 「02181」
・車の登録手続きのお問い合わせ 「037」

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

○整備工場の不正等に関する情報
○不正改造車、迷惑黒煙に関する情報
（登録番号（札幌000な0000等、平仮名まで全て）、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡お願いします。）

○未認証行為に関する情報
（場所、工場名、分解整備の内容、分解整備を行ったと思われる車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡お願いします。）

○保安基準に関するお問い合わせ
○リコールに関する情報
○基準緩和、試作車、ユーザー車検について
○運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報
（高速道路の場所（登り坂か下り坂か）、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡お願いします。）

リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン
受付窓口　フリーダイヤル 0120-744-960（平日9:30~12:00 13:00~17:30）　自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）
ホームページ　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html

○国土交通省　自動車局　審査・リコール課
〒100-8989　千代田区霞が関2－1－3　合同庁舎第3号館
TEL　03－5253－8111　　FAX　03－5253－1640

北海道運輸局　自動車技術安全部　組織のご案内

●自動車技術安全部　　〒060-0042　札幌市中央区大通西10丁目　札幌第2合同庁舎

電話	○ 管理課	011-290-2751	自動車登録手続き等に関する事務
	○ 整備・保安課	**011-290-2752**	自動車の整備事業の指導監督に関する事務
	○ 技術課	**011-290-2753**	自動車の検査に関する事務
	○ 保安・環境調整官	011-290-2754	運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務

【FAX】011-290-2705

＜問い合わせ先一覧＞

（社名五十音順）

平成29年7月1日現在

会社名	住所	担当部署	電話
アウディジャパン㈱	東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラストタワー16F	アウディ・コミュニケーションセンター 9:00～19:00（年中無休）	0120-598-106
いすゞ自動車㈱	東京都品川区南大井6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター 月～金 9:00～17:00 （除く所定の休日）	0120-119-113
FCAジャパン㈱	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル	ジープ コールセンター 9:00～21:00（年中無休）	0120-712-812
GLM㈱	京都府京都市左京区吉田本町 京都大学VBL	GLMコールセンター 9:00～18:00 （土日祝日を除く）	0774-39-8822
ジャガー・ランドローバー・ジャパン㈱	東京都品川区北品川6-7-20 ガーデンシティ北品川御殿山9階	お客様相談室 9:00～17:00 （土日祝日を除く）	0120-922-772
スズキ㈱	静岡県浜松市南区高塚町300	お客様相談室 9:00～12:00／13:00～17:00	0120-402-253
ダイハツ工業㈱	大阪府池田市ダイハツ町1-1	ダイハツお客様コールセンター 平　日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00	0800-500-0182
テスラモーターズジャパン合同会社	東京都港区南青山2-23-8	お客様相談センター 平　日 11:00～19:00 土・日・祝日 10:00～18:00	03-6890-7700
トヨタ自動車㈱	名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	トヨタ自動車 お客様相談センター 9:00～18:00（365日年中無休）	0800-700-7700
		レクサスインフォメーションデスク 9:00～18:00（365日年中無休）	0800-500-5577
日産自動車㈱	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	お客さま相談室 9:00～17:00（12/31～1/2を除く）	0120-315-232
ビー・エム・ダブリュー㈱	東京都千代田区丸の内 1－9－2 グラントウキョウサウスタワー	BMW カスタマー・インタラクション・センター 平　日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-269-437
		MINI カスタマー・インタラクション・センター 平　日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～18:00	0120-329-814
		BMW i カスタマー・インタラクション・センター 9:00～20:00	0120-201-438
日野自動車㈱	東京都日野市日野台3-1-1	お客様相談窓口 9:00～12:00／13:00～17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲングループジャパン㈱	愛知県豊橋市明海5番地の10	フォルクスワーゲン カスタマーセンター （年中無休 24時間受け付け）	0120-993-199
㈱SUBARU	東京都渋谷区恵比寿1-20-8	SUBARUお客様センター 平　日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00	0120-05-2215
プジョー・シトロエン・ジャポン㈱	東京都目黒区碑文谷5-1-3	プジョー コール （9:00-19:00 年中無休）	0120-840-240
		シトロエン コール （9:00-19:00 年中無休）	0120-55-4106
ポルシェジャパン㈱	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー29階	カスタマー・ケア・センター 月～金 9:00～18:00	0120-846-911
ボルボ・カー・ジャパン㈱	東京都港区芝公園2-6-3 芝公園フロントタワー	お客様相談室 平日のみ 9:00～17:00	0120-922-662
本田技研工業㈱	埼玉県和光市本町8-1	お客様相談センター 9:00～12:00／13:00～17:00	イイフレアイオ 0120-112010
マツダ㈱	広島県安芸郡府中町新地3-1	マツダコールセンター 平　日 9:00～17:00 土・日・祝日 9:00～12:00 13:00～17:00	0120-386-919 （携帯電話からもご利用になれます）
三菱自動車工業㈱	東京都港区芝5-33-8	お客様相談センター 平　日 9:00～17:00 土 ・ 日 9:00～12:00 土 ・ 日 13:00～17:00	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス㈱	神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2	お客様相談センター 月～金 9:00～12:00／13:00～17:00 （所定の休日を除く）	0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本㈱	東京都品川区東品川4-12-4 品川シーサイドパークタワー	メルセデス・コール 9:30-12:00、13:00-17:30 （所定の休業日を除く）	0120-190-610
		スマートコール 9:30～12:00／13:00～17:30 （土・日・祝日を除く）	0120-656-256
UDトラックス㈱	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地	お客様相談室 月～金 9:00～12:00／13:00～17:00 （会社休業日を除く）	0120-67-2301
UDトラックス㈱ （ボルボトラック）	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地	ボルボ・トラック・ジャパン営業管理担当 9:00～18:00	048-615-8190
ルノー・ジャポン㈱	神奈川県横浜市西区高島1-1-1	ルノー・コール 9:00～18:00（年中無休）	0120-676-365

平成29年4月1日現在

団体名	住所	担当部署	電話
＜国内メーカー＞ 一般社団法人 日本自動車工業会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 16･17階	業務統括部	03-5405-6132
＜海外メーカー＞ 日本自動車輸入組合	東京都港区芝3-1-15 芝ボートビル 5階	会員業務部	03-5765-6812
＜販売店(登録車)＞ 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 15階	法務部	03-5733-3110
＜販売店(軽自動車)＞ 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 11階	総務部	03-5472-7861
＜中古車＞ 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階	企画部	03-5333-5881
＜整備＞ 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会	東京都港区六本木6-10-1 森タワー 17階	事業部	03-3404-6143

国土交通省以外のお問い合わせ先等

北海道立消費生活センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟1･2F
相談専用 050－7505－0999

公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2-3 日比谷国際ビル18階
フリーダイヤル 0120－028－222